

2019年度社会構築論系
地域・都市論ゼミ ゼミ論文

都市農業の多面的価値をまちづくりに活かす
ー東京都練馬区の「農あるまちづくり」を事例としてー

主査 浦野正樹教授

早稲田大学文化構想学部社会構築論系5年

浦野ゼミナール所属

1T150457-1

佐藤寛乃

目次

序章 (p3)

序-1 問題意識 …p3

序-2 研究目的

序-3 本論文の構成

第1章 まちづくりとは (p4～7)

1-1 まちづくりの定義…p4

1-2 歴史的経緯からまちづくりの要素を考える…p5

1-3 本論におけるまちづくりの要素…p6～7

第2章 都市農業とまちづくり (p8～12)

2-1 都市農業とは何か …p8

2-2 都市農業の歴史的展開…p8～10

2-2-1 都市における農地・農業の政策的な位置付けの変遷

2-2-2 市民農園という形態の出現

2-3 価値としての多面的機能の重視…p10～12

第3章 練馬区における都市農地保全運動からまちづくり活動への変容 (p12～16)

3-1 練馬区について…p12～13

3-1-1 練馬区の概観

3-1-2 練馬区の都市農業の現状

3-2 練馬区における都市化と農地保全活動の背景…p14～16

3-2-1 都市化による農地の宅地化進行と環境変容

3-2-2 消費者を意識する都市農家へ

第4章 練馬区におけるまちづくり活動の具体像 (p19～28)

4-1 4-1 まちづくり活動の「中間組織」としての農業者の体験農園…p19～22

(1) 都市農業の価値の発見、体験農園の成立

(2) 体験農園が利用者と地域コミュニティにもたらす効果

(3) 練馬区大泉・白石農園(大泉 風のがっこう)にみるさらなる多面的機能の発揮

(4) 体験農園が産んだコミュニティによる新たな地域活動の発生～子ども食堂との連携

4-2 まちづくりとしての都市農業へ～行政側からの取り組み…p23～25

4-3 「農」や「食」もとの連携が地域の多様な主体による新たなまちづくり活動を形成する…p26～28

4-3-1 異種産業との連携

4-3-2 女子マルシェにおける気づきと活動の展開

第5章 考察～農業者を中心に多様な主体と連携する練馬の「農のあるまちづくり」(p29～31)

5-1 都市農業保全から農を活かしたまちづくり活動へ…p29～30

5-2 課題と展望～より広く非農家区民と交流する必要性…p30～31

5-3 チャート…p32

総括

謝辞

注釈・参考文献一覧

序章

序-1 問題意識

戦後不要論まで唱えられてきた都市農業は、近年都市住民の農作業を通じた余暇活動、高齢者の生きがいづくり、障害者福祉や食農教育の場といった多様な側面から都市農業や交流の中心事業である体験農園などの活動の価値が見直されつつある。しかし全国的には農地も農業従事者も減っており、実際には困難も多々存在する。一方で新たな形での都市農業の出現や民間参入などのアクターの多様化という時代背景の元、行政との共同によるまちづくり活動としての都市農業は新たな都市のまちづくりをどのように描くべきなのか、というのが本論文の中心となる問題意識である。財政縮減の中で地域の主体的な活動、都市農業などの「私有地」としての緑地を都市計画に活かすというのは新自由主義化において、また持続可能性を模索する現代の都市政策において極めて重要な課題でもある。農で繋がる地域の構造を分析し、都市農業の多面的機能を生かしつつ、地域の都市農業の価値を見出し、活発なまちづくり活動にどう生かしていけるのか練馬区の事例から検討する。

序-2 研究目的

都市農業の発展や市民農園の効果など事例を中心とした先行研究では例の少ない地域のコミュニティ政策としての都市農業に関連したまちづくりの実態を分析し、農地や農家といった担い手・場所自体の減少が進む中今後どのようにまちづくりに生かすべきか考察する。

まちづくりとして必要となる要素は主体と地域固有の価値、連携のもとでの活動という部分であるという仮説のもとで、その検証とまちづくりの活動として行われる背後の条件を分析し、都市農業を含めた農業によるまちづくりが認識しなければならない点を浮き彫りにする。さらに練馬区という具体的事例の分析を通じて仮説の検証とその構造から読み取れる課題を検討することで全国で行われる農のあるまちづくりの参考にならんとする。

序-3 本論文の構成

本論文では

第1章では「まちづくり」という言葉の先行研究における定義や歴史的変遷を踏まえ、現代的なまちづくりにおいてどのような要素、あるいは段階が重要となるのか検討する。その際にはまちづくりにおいて主要な軸となりうる地域の個性、魅力といった資源の創出についてプロセスに着目する。まちづくりの過程に至る際の地域の固有価値あるいは魅力と呼ばれるような地域資源に対する価値転換を「気づき」としてまちづくりに至る条件として主体・資源・協働の要素と同時に【気づき・活動(交流・共有)・発信】の連鎖が存在し質的・規模的により大きなものへとになっていくプロセスがまちづくり活動を生み出す重要な要素であることを指摘する。これらの内容を踏まえ、本論におけるまちづくりを定義し、練馬区における都市農業を活かしたまちづくりの構造を分析するものとする。

第二章では都市農業を活かしたまちづくりの前提となる都市農業の定義と日本国内における歴史的位置づけを踏まえた上で都市を含む農業によるまちづくりが多面的機能に基づいて展開されていることを確認する。またその多面的機能があるだけでなく市民に向けた活用の促進や農産業自体の振興と両輪であることから行政との連携が不可欠であることを述べる。

第3章では練馬区の都市農業を取り巻く環境変化の中で農地保全活動が起こり、さらにそれまで距離が開くばかりであった消費者としての地域非農家住民を強く意識するようになった過渡期が、農業が地域の方向を向き始めた変化を指摘する。その上で第4章では地域農家の都市農業の価値への気づきをきっかけに体験農園を端緒として農業を多様な形で生かすまちづくり活動へと発展していく過程を分析し、その様相を描く。そして常時農家と非農家という地域住民の交流拠点となり行政や農協といった地域の各アクターとつなぐ練馬方式の体験農園が現時点で果たしているまちづくりの「中間組織」的役割を指摘する。さらに行政の「農のあるまちづくりプラン」に見られるコーディネーターとしての機能がまちとしての方向や目指すべき機能役割を明確化し、さらなる活動の具体化・多様化につながっている流れがあり、「農」や「食」と言ったテーマのもとマルシェなど多様な主体の活動に行政もサポートして地域内にバランスの良い主体間連携が生まれているなど、積極的になった地域住民と体制を整えている行政の存在によって農あるまちづくりが地域の主体的な活動として活発化していることをしめし、まちづくりとして一定の成果が生じていることを述べる。

第5章でこれまでの章を踏まえた考察として、改めてまちづくりの定義となる要素と気づきの連鎖のプロセスを確認した上で練馬区に展開されている農家を筆頭とした地域住民が都市農業という地域資源の価値を地域内連携のもとで多様に生かしているまちづくり活動となっていることを確認し、統一的な地域組織というよりは多極的に存在し連携する体験農園のような存在が「中間組織」的な役割をもって主体間、特に住民同士と住民と行政組織のつながりに貢献していることが、かえって区内の各地域での多様な主体による積極的な活動の発生にも寄与していると推察する。一方で農あるまちづくりではあるが農への関わりや関心が薄い層は実際問題として多いことを示し地域住民との関係性を課題とした上で、そうした新しい層に向けた新たなきっかけづくりに取り組むことで主体間にまた別な角度からの価値の気づき・活動の展開を生み出し連鎖の量的・質的な拡大が起こりうる、という可能性を指摘し、「都市農業×〇〇」の活動の多様化を目指す方向を展望として述べる。

第1章 まちづくりとは

1-1 まちづくりの定義

まちづくりとは一般に「特定の地域社会が主体となり、行政と専門家、各種の中間セクター、民間セクターが連携して進める、ソフトとハードが一体となった居住環境の向上を目指す活動の総体」(佐藤 1999:p12)とされる。その主体の重要性が問われるようになったのは高度経済成長期以降であり、広原(2002:p25)によれば「まちづくりは、国家主導・官僚主導の官治的都市計画に対する住民・市民の多様な対抗運動のなかから生みだされた」ものである。「国家の意思、あるいは地方政府の代弁者としての都市計画ではなく、市民社会を基礎として、地域社会をボトムアップで改善する方法としてのまちづくりは生み出されてきた」という行政主導の上意下達形式の政策への反動としてもたらされた流れを論じている。また佐藤(1999)は公害反対運動に源流を求めて住民の主体性に基づくまちづくりの展開を論じる。まちづくりの具体的な内容としての「まちづくり市民事業」という言葉を別途もちい、「住民参加を指向する自治体と地域社会が連携し、地域社会(コミュニティ)の価値と潜在力を再評価し、身近な住環境を段階的に改善する活動」とも述べている。主に共通する5つの原則として「地域共同の運営体制」、「地域資源に立脚した地域内循環構造への貢献」、「地域への展開と運営組織の形成」、「担い手による共創のプロセス」、「地域経済基盤の形成と事業の自立性」といった5つの役割がそれぞれのまちづくりの推進力となる市民事業の中で備わっていくことを望ましい方向性として紹介している(佐藤 2011:p9,23)。こうしたまちづくりにおける先行研究から本論で用いる要素を抽出すべく、歴史の変遷も辿りながら検討する。なお、まちづくりという言葉には「まちづくり」「町づくり」「街づくり」といった様々な表記が用いられるが本稿においては平仮名表記のまちづくりを用いる。

1-2 歴史的経緯からまちづくりの要素を考える

まず「まちづくり」という言葉は終戦後まもなく、1950年代頃から現れはじめたとされている。「町づくり」「街づくり」など多様な表記があったが、必ずしも都市計画的などの決まった分野ではなく、地域住民の食生活や衛生環境向上などの生活改善運動から戦後民主主義の政治運動など種々多様な内容を含んでいた。それらに共通していたのは一定の地域的な広がりを持っていたこと、何らかの形で住民を組織的に動員する運動やキャンペーンの形を取っていたこと、何らかの形で地域に関連する課題を掲げていたこと、戦後改革・戦後民主主義という新たな時代を背景にしていたことなどがあげられている(広原)。したがってこの時代の「まちづくり」は「地域課題の解決のために住民が運動的に取り組んでいく場合の多種多様な行動の総称」とも言えるものであったとしている。

その用いられ方が変化し始めるのは1960年代に入り高度経済成長期を経験して以降のこととされる。広原は平仮名の「まちづくり」が「星雲状態」からはっきりとした輪郭と輝度を持った「新星」として登場してくる、と述べている。その背景には高度経済成長期において全国総合開発計画(1962年)を皮切りに国を挙げての大規模かつ急激な都市化政策の展開がある。農村から都市、地方から大都市圏へと人口・資本の集中が進み建設や企業誘致などハードを中心とした画一的な経済開発が各地で進められた。その過程では公害や環境破壊などの問題も深刻化して住民運動が起こった。後藤はこのような地域の生活環境を守るといったような立場からの「まちづくり」が主張され、また住民運動が盛んになる中で盛んに論じられたコミュニティ論の側面からも「まちづくり」が言われるようになったとしている。さらに佐藤(2011)はこうした大規模クリアランス型の再開発、政府主導の公共事業への反省から地域社会からのボトムアップの活動が行われたのは同時代的に世界各地で見られた現象であることも指摘した。その上で、公共政策としての都市開発・再開発事業に市場経済の論理を大胆に取り入れた官民共同事業、都市政策の市場化の流れのなかで、事業の過程から都心再生など課題解決する非営利組織や配当制限会社、商工会議所がプラットフォームとなって社会的な活動をする動きも現れるようになったという公民共同事業を背景とした活動や、1970年代以降の地域性への回帰の動き、シューマッハーの「スモール・イズ・ビューティフル」、国内では玉野伊芳郎らによる「地域主義」、また内発的発展や適正技術などの基本理念とともに、「それぞれの地域が育ててきた独自の文化・地域性、それらの多様性に価値を置く潮流」がまた歴史的背景になっているとしている。

そして佐藤は現在のまちづくりの背景には1990年代以降の環境問題の制約や、ボーダレスな市民社会の出現、移民問題や発展途上国の急激な都市化、グローバルな市場経済の制御できない跋扈と限界の露呈、といった都市を取り巻く急激な時代環境の変化が大きく関わっていると述べ、「都市・地域圏の戦略

的な空間計画」、「文化・観光都市戦略」、「エコシティ」や「コンパクトシティ」といったこれまでと異なった広範な課題に対応することが地域・都市デザインの課題となって取り組みが本格化しているとのべる。

あえて「都市」ではなく「まち」という言い回しが使われていることに関して、広原(p25)は「国家主導・官僚主導の官治的都市計画に対する住民・市民の多様な対抗運動のなかから生みだされた」ためとし「都市」に対して「まち」を、「計画」に対して「つくる」を対置した新しい合成語であったと指摘している。すなわち日本の都市計画における都市インフラ施設のハードなハコモノ建設事業が中心であること、居住地やコミュニティの整備改善の視点がなく、あったとしても優先順位が低いことなどへの批判の意を込めてソフトな面、都市の中身本位の意味を込めて「まち」という言葉が使われているというのがひらがなのまちづくりである。

またこの用語は「つくる」主体が誰であるかという本質的な問題を地域に問いかける。現在も用いられる「まちづくり」は近代都市計画の対抗概念としての「まちづくり」であり、行政だけによらない地域の主体をもって、地域の資源地域社会の形成と発展を志向する・実際に行う取り組みがまちづくりであると言える。近年は住民や市民運動組織だけではなく、非営利団体や社会的企業としての民間企業のまちづくりなど様々な主体によるまちづくりが先行研究に見られる。

似たような形で用いられる「地域づくり」についても「まちづくり」の語と背景や意味合いが類似している。小田切(2017,p49-54)は地域づくり、特に地方における内容を扱っているが、特に1980年代後半から1990年代前半のバブル期に第4次全国総合開発計画を発端としたリゾート法(総合保養地整備法)に基づくリゾート開発など外部資本導入・誘致によって行われた外来型経済開発としての「地域活性化」への対抗概念として論じている。当時①地域振興が経済開発に著しく偏って認識され、②そのためにはリゾート開発という外部資本導入・誘致こそが近道だと認識されていた、バブル崩壊に伴い民間企業の撤退や参入中止により頓挫し経済活性化どころか土地利用の規制緩和で生じた土地転用及び未利用地の荒廃という結果をもたらした。そうした反省を踏まえて、画一的な地域活性化との対比で地域の「内発性」「総合性・多様性」「革新性」といった要素を持って独自の意味合いで語られるようになったとしている。

以上の歴史的背景にも見たように、まちづくりには地域の主体による地域の活動というのが第一に重要視されている。

さらにすでに触れた地域資源や地域の独自性といった要素について、このようなまちづくりに至るには「目覚め」「気づき」と呼ばれるような地域資源の魅力や活路といった価値の発見がある。

吉見(2009)は戦後史において田村(1999)による70年代以降に反開発運動からまちづくりの事例が増えたことへの指摘を引用し、日本国内で開発への反対運動が地域の将来を考える活動に発展していった歴史について論じている。特に80年代以降、地域が歴史や自然を守りながら内発的に発展していきこうとするまちづくりの動きが盛んになっていく。行政や企業による地域開発計画に対する住民側からの反対運動を端緒としていた。大分県由布院の自然保護運動や北海道の小樽市における小樽運河の保存活動は、当時のマスコミなど世論も巻き込んで展開され結果として条例制定など街全体の動きとなっていった。特に小樽運河に関しては大規模な署名運動も起こした市民の意見は全面排除した行政が、保全運動の刺激によって結果的に歴史的環境という地域資源を保存し観光スポットの目玉とする方向に変わるなど価値観の変化が起こっていることがわかる。

こうした地域における地域資源への目覚め、あるいは魅力の再発見、価値意識の転換は、現在のまちづくりにおいて各地域における地域固有の文化や自然資源といった「地域資源」の価値や魅力を押し出すまちづくりが展開されるようになった背景になっていると考える。

このきっかけ自体は地域によってそれぞれであり、「ふだんはその価値に気づかず、いつまでもあるものと思っていたのが、ある日突然失われそうになってその価値に目覚める」「地域の目覚め」と表現される(吉見,p149)。おそらく最初は単に今まであったものを失ってはならないという始まりであったとしても、実際に守ろうという試みの中に晒していく中でその地域資源が持つ価値が多様な視点から付与されていくようになる。経済成長政策の中で浮上した開発計画を契機とした地域住民の「目覚め」により反開発運動がまちづくりの実践へと発展し、同時に行政も変化していくというのは国内で多く見られたようである。また観光などの分野では特に大衆消費社会における嗜好の変化も想定される。しかしまちづくりに至る上でそこにある最も重要なプロセスはおそらく最初に行動した主体である住民自身の目覚め・気づきが市民運動という行動を起こした過程で他者との交流、すなわち思いの共有や対話がなされ、またマスコミによる発信のように外部に触れて改めて自分たちの地域の資源の固有性や魅力に気づかされる、その価値を認識した活動によってさらに行政などによる新たな価値の発見を生むといった【気づき・活動(交流・共有)・発信】の連鎖であると考えられる。

このことは先述の後藤が指摘したコミュニティ論の側面からも裏付けができる。主体間の【気づき・活動(交流・共有)・発信】の連鎖が生じる時にまさにコミュニティの存在がその基盤となっていると言えるであろう。まちづくりの主体として重要な位置を占めるコミュニティと日本のコミュニティ行政の変遷を以下で補足的に説明しておこう。

日本における「コミュニティ」という概念の紹介はそもそも戦前に遡るとされるが、地域社会のキーワードにはなり得ず一般に語が広まったのは1960年代以降の話であるとされる。「戦後の近代化の中で、依然残る前近代的な社会の解釈として、あるいはそうした社会が失われていくという問題意識の高まりなどが広くこの語への関心を高め、次第に一般名詞化」して行った。

コミュニティという語は当初は「地域共同体」など訳語が模索されたが、「何らかの実体を示す概念ではなくむしろ”目指すべき社会”を指し示す規範的な概念として」受容された。また地域コミュニティの再興を目指す際に戦前日本の戦時体制下で統治期間の末端部に位置づけられ全体主義的な「隣保共同」のもと監視・通報機関となった町内会の記憶の残存といった社会的な背景から、新しい意味合いを持った言葉として用いる必要性があり、あえてカタカナ表記のまま用いられるようになったとされる(丸尾ほか 2016:p44-45)。

このコミュニティが政策課題として位置付けられ、注目されるようになったきっかけは政府諮問機関の国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会による『コミュニティ---生活の場における人間性の回復』(1969)の報告であるとされている。報告では当時の地域社会が戦後の急激な都市化やモータリゼーションといった変化の中で地域共同体が崩壊する一方、新しいコミュニティが形成されにくい状況であると指摘し、そのような状況下では地域社会の連帯感の薄れや人々の孤独感や無力感が高まること、経済成長が高い一方で「生活の場における人間性が喪失したのでは人間の幸福はあり得ない」ことなどを問題として提起した。「住民・市民の自発的な意志に基づく地域社会づくりへの『参加』であり、『自治』の強調」を政策意図の基調として、上意下達方式からフィードバック回路を持った行政への転換、「有限責任型」のコミュニティ・リーダーの養成、住民相互間の人的交流が図られる場の確保といった具体的なコミュニティ形成のための方策が論じられた。

報告を契機として自治省が1971年からモデル・コミュニティ事業を立ち上げ1973年までに全国83箇所で開催された。こうした政府レベルでのコミュニティ政策をきっかけに地方自治体を中心となったコミュニティ形成の取り組みが全国で開催されていく。さらに1970年代後半からは市町村におけるまちづくり・むらづくりの運動と連動し、コミュニティ形成の取り組みが広まっていった。1980年代に入っても自治体による施設の管理・運営を核としたコミュニティづくりが行われていたが、多くはコミュニティ・センターのような施設の管理・運営といったハード面の政策に止まるものであり住民参加や自治にはつながらなかった。しかしモデル地区の指定によるコミュニティ推進の施策を続ける中で企画やイベントといったソフト面への比重が移行し、その流れでかつての町内会等地縁団体の見直しも行われた(丸尾ほか:p46)。1990年代に入って、阪神・淡路大震災(1995年)をきっかけにボランティアを中心とする市民活動が注目を集め、自治体はNPO法の施行以降、NPO・市民活動政策支援を強化する。またこのような活動が「コミュニティを通じた共同性による自律的対応なしには」うまく機能しないということも明らかになった。こうした市民活動は2000年代に入ると、新自由主義政策や自治体の財政状況の悪化などの背景もあって行政が育成・支援する対象から「協働」するパートナーとして位置付けられるようになった。竹本(p115)はこれをもってコミュニティ政策が「自治」から「協働」へ質的に転換していることを指摘している。

現代のまちづくりにおいてコミュニティに期待される役割としてはしたがって「新しい公共」や「協働」といった住民主体の公共サービスの担い手という期待がコミュニティにはかけられており、住民と行政や他のセクターの協働による地域の課題解決やまちづくり活動が展開されていく上で不可欠な基盤と想定されるのがまちづくりにおけるコミュニティである。例えばシニア層には「カルチャースクールのコミュニティ」「セーフティネット」としての役割が期待されている(都市生活研究所 2014)

さらにコミュニティが静的な場ではなく絶えずコミュニケーションが行き交う動的なプロセスと捉える時、コミュニティとは目的的な関係というよりは「関係そのものが目的であり」、「コミュニティの実態そのものというよりもコミュニティを生み出し維持するプロセスに」においてコミュニティの持つ力が発揮される(丸尾ほか:p52)。

丸尾らによればコミュニティによる具体的な課題の解決という点について、コミュニティ内部における財・サービスの供給と、コミュニティ的な方法論により課題の発見と対応という2つの含意が指摘される。

市場や政府では供給が困難である財・サービスの供給が存在するという背景には、それらの課題やニーズは細かく多様であり、初めからそれらが課題として顕在化しているわけではないという問題がある。そこでコミュニティに期待されるのはコミュニティが生まれ維持されるという動的なプロセスの中で細かく多様であ

る課題・ニーズとその変化を自分たちで発見し、「私たちの課題」として共有し身近な共感に基づいて柔軟かつ自生的に対応するという役割が期待されている。課題発見をコミュニティの第一義的な目的として置くのではなく、「日常的に相互に関わり続けることが、結果として問題発見やその共有となり、それが自生的な対応の契機を生み出す」ことで可能になると論じている。

したがってコミュニティ形成はそのような不断のプロセスを生み出すことに力点が置かれるべきとされる。

またコミュニティという語の捉え方は地域性を強調する視点から共同性を強調する視点へと比重が変化してきているという指摘がある。近隣関係に基づく「地域コミュニティ」から共通の関心に基づく「テーマ型コミュニティ」への比重の高まりであり、地域関係の希薄化や情報化の進展という社会的背景がこの流れを助長していると考えられる(宮垣 1999)。そうした具体像の変化にも着目しつつ、コミュニティ政策を展開することが求められているといえよう。さらに近年は都市のコミュニティにおけるソーシャル・キャピタル(社会関係資本)について「コミュニティにおける信頼や互酬が社会システムとして重要な社会的機能を果たしているうえに、それらがソーシャル・キャピタル(社会関係資本)として経済的には取引費用節減などの役割を果たす場合もあるということを多くの事例から実証している」(丸尾ほか:p3)パットナムの論などを代表として、多様な側面でコミュニティの重要性が高まっているといえる。

1-3 本論におけるまちづくりの要素

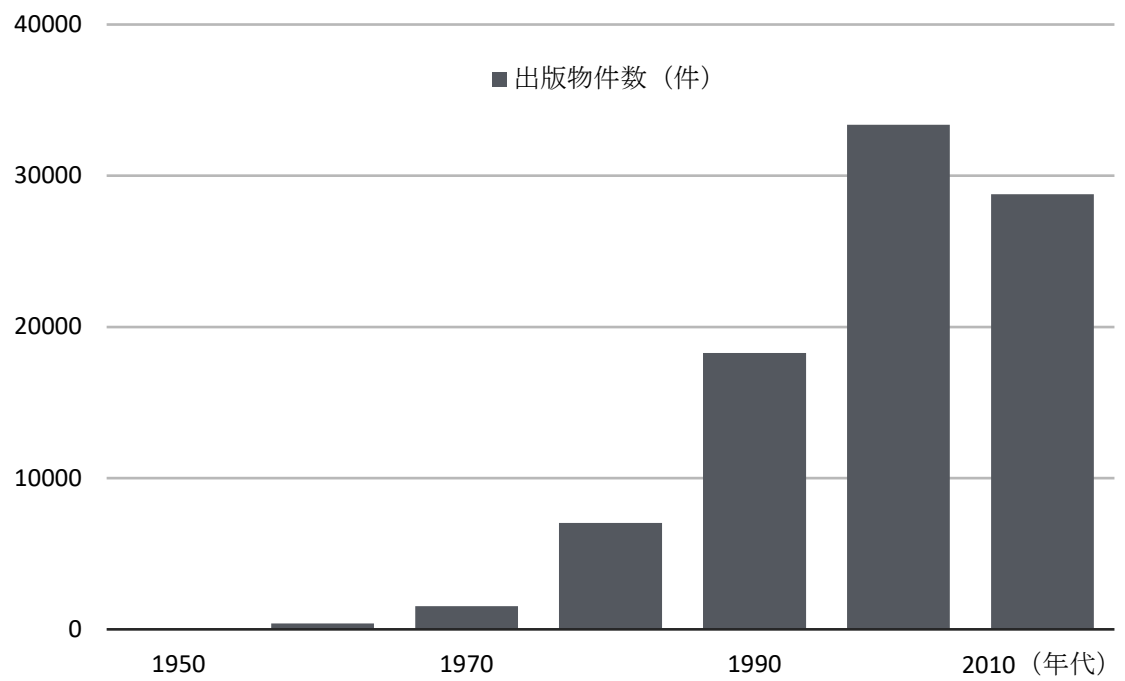
以上のことから、ひらがなの「まちづくり」が含意するまちづくりを実行する上で必要な要素はある地域において

①住民や民間企業、市民団体など行政以外の主体が存在し

②地域にある資源の価値(魅力)を見出し

③②に基づいて(活用して)一定の地域内で主体間で連携した活動を行う

という3つの要素が「まちづくり」を構成しているとまとめることができる。そしてその過程に【気づき・活動(交流・共有)・発信】の連鎖が存在し質的・規模的により大きなものへとなっていくプロセスであると考えられる。これらの要素を持って本論で扱うまちづくりの定義とし、①②③に基づいて地域の活動と構造を論じる。



グラフ1：戦後「まちづくり」を含む出版物及び資料の出版年代別件数の推移（国立国会図書館検索システムより筆者作成）*「まちづくり」の表記は問わない

第2章 都市農業とまちづくり

本章では練馬地域を考察する上で前提となる都市農業を活かしたまちづくりについて論じる。都市農業とはそもそも何か、それがどのような歴史を経たかといった確認のもとで、その結果として重要視されるようになった多面的機能が都市農業のまちづくりの主な価値として論じられていることを示し、次章の練馬における事例につなげる。

2-1 都市農業とは何か

都市農業という言葉の定義について、末原(2009)は一般的に用いられる「都市農業」には都市近郊農業と都市中心部農業の二つの要素が入り混じったものであることを指摘している。都市近郊農業は都市化が進むにつれて、周辺農村部が都市化することによってできた都市農業である。欧米においてもパリやロンドンなど都市化が早い段階で進んだ地域では都市における憩いの場としての農園が早くから取り入れられ世界的に広く見られる。ただし日本の都市農業は欧米や中国などと比較して歴史的に都市と周辺農村の境界が曖昧だった背景や都市計画における農地が居住域と完全には分離されなかった背景などからスプロール状に都市内部に残存した「日本型」の都市農業として他地域とは別に扱われることが多いとされる。また特に横文字で「アーバン・アグリカルチャー」が用いられる時、「都市中心部における再農地化・再農業化」を指していると述べる。それらは特に発展途上国の都市部などで顕著であり、「IMFの構造調整政策以降、逼迫した都市住民の食生活を支えるために都市の一部が耕地に変化した現象などに対して」用いられているとする。コックラル=キング(2014)は現在ではフードバンクやフード・マイルなど環境問題や食料問題を背景とする地域課題・地球規模の課題に対応する取り組みとしての都市農業運動など様々な事情に由来して欧米各地でも再農地化を含む都市農業運動が展開されていることについて紹介している。さらに日本においては従来の農家の他に植物工場の試み、余暇や福祉と言った多様な目的で運営される農園、開発に伴う緑化義務の条例制定の増加とともに増えている屋上緑化に対応し民間企業による商業ビルや賃貸マンションの屋上を利用した農園といった、東京都渋谷区でビルの屋上などを利用して菜園を営む小倉崇(小倉,2016)などヒッピー・カルチャーやカウンター・カルチャーとしての要素も持った(注1)都市農家の取り組みに代表されるような文化的な意味合いの強い都市農業も存在し、現代において都市農業およびアーバン・アグリカルチャーという言葉がさす内容は多様性を増してきていると言える。

2-2 都市農業の歴史的展開

2-2-1 都市における農地・農業の政策的な位置付けの変遷

都市農業の定義でも触れたように日本の都市農業はある種特異な例として扱われる。図1のように都市農業の展開を年代別に類型し、練馬区西大泉地区を中心に都市農業の多機能システムを研究した鷹取(2000;p413)も指摘している様に、1960年代以前については都市農業ではなく「近郊農業期」と位置づけができる。農村地域も残存していた様な都市郊外地域において戦後の都市拡大によって人口流入と宅地化が急激に進行したことによって市街地の中に「残ってしまった」のが都市農地という存在であった。本稿で扱う練馬区は特に典型的な地域であると言える。

そのため当初都市計画や農業政策などの制度的にはいずれ市街地化する「過渡的なものとして位置付け」られてきた(田代;p3-5)。

田代はこうした都市農地をめぐる都市計画法に基づく区域区分制度とその具体化としての線引き政策において市街地区域内農地を転用許可制から外して「自由な農地」とした上で、その市街化区域に課題な農地を囲い込み、宅地並み課税を課したといった一連の流れが後の税制や土地利用などの面で都市農業の存在が問題化した発端であるとしている。

高度経済成長期に急激に都市化が進む中で失われた多くの都市農地・緑地・自然環境
1968年以降緑地を保全する法制度の整備が進められた。さらに都市計画法の改正によって市街化区域と市街化調整区域に分けられた都市部は、市街化区域内の指定範囲に存在する農地をおおむね10年以内に宅地化するものと位置付けられた。

急激に進む農地の宅地化転用を緩和し、また計画的に緑地を保全していくために1974年に生産緑地法(旧生産緑地法)が三大都市圏の特定市を対象に制定された。生産緑地以外には「1972年から1980年にかけて特定市の市街化区域内農地に対して宅地並課税が実施されることとなった」が、「しかし、地方

自治体の多くが条例により長期営農継続農地を認めて、宅地並課税の適用除外措置を講じた。このため、生産緑地地区の指定は低調であった」とされる。

さらに都市化し人口が流入する進行する中で住宅地供給が喫緊の課題となったことで市街化区域内農地の宅地転用が進む中、農地の計画的保全が課題となった

1992年に改正生産緑地法施行時は、市街化区域内の農地も今後宅地化か農地として保全するものか、明確に区分されることとなった。同改正に合わせて税制の見直しによる固定資産税の宅地並課税も実施され、また農家は高齢化や後継者の不在という先が見えない状況と、熱心なディベロッパーの勧めに応じて宅地化を決意するなど都市農家の状況を大きく揺るがした。石原はこの生産緑地法改正の要点を5点にまとめている。

①旧生産緑地法でいう第1種と第2種の生産緑地が統合されて、生産緑地地区として一本化されたこと、②土地の買取請求は指定後30年に改められたこと、③国および地方自治体の責務として、「公共空地の整備の現状および将来の見通しを勘案して、農地等の適正な保全を図ること」が追加されたこと、④指定要件に、「農林漁業と調和した都市環境の保全」が追加されたこと、⑤農地の規模は500㎡以上と大幅に見直されたこと、であった(石原;p2-4)

歴史的に見ると、近年は都市農業の位置づけが大きく変わっている。その直接的なきっかけは社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会が2009年に人口減少・高齢化の進行や地球環境問題の深刻化、財政制約の高まりなどの社会経済状況の背景を踏まえ徒歩・自転車や公共交通による日常生活が可能となるような都市機能の集約、エコ・コンパクトシティなどの都市構造の構築といった今後の都市政策の方向性を取りまとめたこと、とされている。2012年には同委員会の「中間とりまとめ」において「集約型都市構造化」「都市と緑・農の共生」双方の両立を実現した都市を目指すべき都市像とするなど都市計画行政の中でも都市農業は重要な存在として位置付けが大きく変化していたことを石原は指摘している。

具体的にこうした方針転換のもとで国土交通省、農林水産省においても都市農業振興の検討がなされ、特に2010年の食料・農業・農村基本計画において「都市農業を守り。持続可能な進行をはかる」という基本的な考え方が明記された。さらに後述する環境保全や防災、教育等の多面的機能がより重視されるようになり2015年「都市農業振興基本計画(平成27年法律第14号)」が議員立法により成立、公布された。翌年閣議決定された都市農業進行基本計画については「例えば、市街化区域から市街化調整区域への逆線引きの促進、老朽化した建物のある土地の農地への転用など、従来にはみられなかった土地利用に関する記述があり、政府が都市農業に関して根本的な転換を図ろうとしていることが伺われる」(石原;p5)などより踏み込んだ内容となっている。

2-2-2 市民農園という形態の出現

上述のような制度的変遷の中で実質的に農地の市民的利用を進めるべくして推奨されてきたのが市民農園である。市民農園の成立と発展は工藤豊(2009)の『わが国における市民農園の史的展開とその公共性』に詳しい。その定義としては「一定の面積を持つ農地(土地)を、1000㎡未満の小区画と通路に区分し、賃貸料または入園利用料を徴収して都市の住民などに非営利的に利用させている農地と、これに付帯して整備される市民農園施設の総体」(廻路2008,p18)というのが大まかな定義であり、さらにその分類は「特定農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律」(特例農地貸付法)、「市民農園整備促進法」といった各法律に基づくもの、特定の方に基づかない「農園利用方式」によるものがあり、「市民農園整備促進法」ではさらに管理運営の主体に基づいて「地方公共団体が開設する場合」、「農業協同組合が開設する場合」、「農地を所有する者が開設する場合(農家等)」、「農地を所有していない者が開設する場合(企業、NPO等)」に整理されている。また農園の利用目的によって「日常生活型」、「滞在型」、「体験農園」に分けられる場合もある。

この中で体験型農園(農業体験農園)は区が管理する区民農園・市民農園とは異なり、農家が開設し、耕作の主導権を持って経営・管理している農園。利用者は、入園料・農産物収穫代金を支払い、園主(農家)の指導のもと、種まきや苗の植付けから収穫までを体験できる。実際の規定の一例として、「練馬区の農業」における区民農園・市民農園の利用案内(練馬区HP)では区民農園・市民農園共通で利用期間が原則として1年11カ月、利用資格が次の2点のすべてにあてはまる方「(1)練馬区に住所を有する方(世帯を単位とします)、または過半数が練馬区に住所を有する方で構成されている団体」、「(2)区が定める規則を守って農園を利用することができる方」となっている。

戦後の農地の新しい利用手段として広まった市民農園は、農家にとっても市民にとっても要望が多かった。1989年の農林水産省のアンケート調査では「市民農園を利用したいか」という質問に対し「利用したい」57.9%、「興味は持っている」26.4%、「利用できない」6.1%、「利用したくない」9.1%と興味関心を持つ層が大半を占めており、都市住民の市民農園へのニーズはすでにかなり高かったことが窺われる。また「都市近郊農地所有者の意向」についても市民農園を「開設したい」12.4%、「開設を検討する余地がある」38.6%、「開設したくない」49.0%と農地所有者たちからの関心も高かった。1981年から1988年にかけては総面積も332.7ha 473.5ha 553.1haへと飛躍的に伸びていった。都市住民の需要も高く応募に対して定員の数倍が集中することはよくあった様である。

市民農園の増加 (件)	地方公共団体主 体	農業協同組合主 体	個人（農業者） 主体	その他
1981年12月	896	92	502	217
1987年10月	1,476	520	609	113
1988年9月	1,988	622	541	326

表1 1980年代市民農園の増加数と運営主体

こうした状況で増える市民農園を適正に整備しかつ都市政策にいかす形での運用を目指し、初めて市民農園の具体的な促進法が施行されたのだった。『市民農園整備促進法の施行について』（平成2年9月20日）という農林水産事務次官・建設事務次官から都道府県知事あてに送られた文書では、同年6月に施行された法制定の趣旨を次の様に説明している。

「近年、市民農園は、都市の住民等農業者以外の人々が農地を利用して農作業を行うことを通して、レクリエーション、自家消費用の野菜の生産、高齢者の生きがいづくり、児童の教育等の多彩な目的に資するために利用され、その数も増加している。

市民農園は、農業政策の視点からは、農地のままで都市の住民等のニーズにこたえた利用を行うことができ、農地の有効利用に資すること、農業者以外の人々の農業に対する理解が深まること、都市と農村との交流による地域の活性化に資すること等の意義を有している。また、都市政策の観点からは、都市の住民のレクリエーション需要の充足に資するものであるとともに、公害や災害の防止、景観の向上等の機能を有し、良好な都市環境の形成に資するものである。

このように市民農園は、農業政策上及び都市政策上重要な意義を有しているので、農地のほか、農機具収納施設、休憩施設等も含めた市民農園全体を対象として、農業および都市計画との調整を図りつつ、優良な市民農園の整備の促進を図る必要がある。このため、市民農園の適正かつ円滑な整備を促進するための措置を講ずることにより、健康でゆとりのある国民生活の確保を図るとともに、良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資することを目的として法が制定されたものである」。

農業としての生産性よりも、景観などの環境面および都市住民の余暇活動や福祉的な役割といった具体的な地域住民への働きかけ、を期待し、整備が求められていたと言える。

また実際に、当時急速に増えた市民農園の類はどの様なものであったろうか。地方公共団体が運営主体であるものが過半であり、次に多い農協主体も合わせると農園数全体の4分の3を占めていた。面積は狭小で利用期間を短く設定しており、1988年時点では一区画あたり30㎡以下が全体の6割以上、利用期間の設定が1年以内が7割以上などの特徴が上がっている(東1991;p28)。さらにその内容は東によれば主流である「家族向けの農園」と呼べるレジャー農園、ファミリー農園、ヘルシー農園、健康農園、ホビー・ファーム、ふれあい農園といった様々な名称の農園の他に、学童農園や児童体験農園などの「学童向けの農園」、老人クラブ農園や生きがい農園といった「高齢者向けの農園」、市民農園の一部を提供して行われる「福祉施設や病院療養者向けの農園」など多種多様な内容であり、ニーズに応じた様々な農園が活発に活動していたことがわかる。

現在の農園数は全国で4,000件以上あるとされ、さらにこれまで研究されてきた自治体や農業協同組合主体の農園とは異なった形式やサービスを備えたマイファームやキッチンファームを展開する株式会社マ

イファームやシェア畑を展開する株式会社アグリメディアといった民間企業が管理・運営する農園も数を増しており、農園つき団地など新たな形で提供される農園も数を増している。

2-3 価値としての多面的機能の重視

先に述べたように都市化を進める上でも、制度的な扱いの上でも厄介な存在であった都市農業は、高度経済成長期を経て都市部の生活環境悪化など都市化による様々な弊害が表面化していく中でかえってその機能が着目されるようになった。現在政策上整理されている「都市農業が持つ多様な役割」(農林水産省)として、農林水産省・国土交通省による『都市農業振興基本法パンフレット』(2015)では

- ①新鮮な農産物の供給、②災害時の防災空間、③国土・環境の保全、④都市住民の農業理解の醸成、⑤良好な景観の形成、⑥農業体験学習・交流の場

……といった内容が挙げられており、このような都市の「多面的機能」が都市農業評価の根拠となっている。さらに東(2010;p21)は都市農業・および都市農地に関する問題を一時的にしのぐのではなく、上記のような機能を活かし「永続的」に都市農業を続けていく前提のもとで都市農業政策を形作る必要を説く。こうした多面的機能の意義や評価の高まりを根拠として「食料・農業・農村基本法」や「食料・農業・農村基本計画」(平成17年3月閣議決定)では都市農業の振興とその多面的機能の発揮を図ることとしている。そうした変化が具体的に都市計画の中に位置付けられるようになったのは元号が平成になってからのことである。東京市町村自治調査会(2018;p6-7)は「都市農業を取り巻く都市の土地利用需要と政策の変化」について「拡大基調からコンパクトへ」の都市計画の転換を一つの契機としている。(以下引用)都市が拡大基調を維持する一方、首都圏においては2000年代後半から拡大基調から、効率的でコンパクトなまちづくりへの転換が必要であると指摘されるようになった。このような中、2009年の国土交通省・社会資本整備審議会では、都市農地が「都市が将来にわたり持続していくために有用なもの」であることを評価するなど、それまで都市計画法に基づく市街化区域内の土地として「宅地化すべきもの」とされてきた都市農地の位置付けを、「積極的に評価すべきもの」に大きく転換させることを提起している。(中略)さらに国の都市政策・土地利用政策の転換に伴う都市農地の位置付けの変化を踏まえて制定されたのが2015年4月に施行された「都市農業振興基本法」であり、都市農地の計画的な保全と利用が推進されることになると同時に農業政策上、都市農業が主要な農業振興施策の対象外から対象へ転換したことを指摘している(引用終わり)。

こうした政策・制度上の変化と共に見直されている都市農業の多面的機能を背景に一の都市住民の関心も以前より高まっている。「あなたは、東京に農業・農地を残したいと思いますか」という問いについて東京都では85.5%(2017年時点)と肯定的な回答が多く、この割合は近年上昇傾向にある。

そしてこの多面的機能が各地域における農業を生かしたまちづくりの論拠となるとともにその方向性を形作り、活動を後押ししている。

まちづくりの実例として先行研究には『「農」のあるまちづくり』(1989)を最初に言葉として用いた東京都国分寺市における事例がある。都市農業の実態と農業を通じて交流しながら地産地消による地域の食文化を育む活動や、ストレス解消などの余暇活動、環境活動と地域の子どもの環境学習といった多様な展開が多面的機能概念の形成にも寄与した。

また愛知県長久手市は2005年の「自然の叡智」をメインテーマとして開催された日本国際博覧会(愛・地球博)における主な会場となった地域である。「田園バレー構想」1999年に始められた同市の構想に基づくまちづくりは直売所を中心とした農業複合施設「あぐりん村」の建設、併設された温泉施設とともに第三セクターによって運営されている。一般向け農業塾である「農楽校」の解説による地域農業の担い手の育成、農業参入を希望する民間企業の受け入れといった種々の施策を展開するとともに、多面的機能を発揮する環境へ変わってきた。荒廃農地だった土地が多様な主体によって耕され、再生される結果となり現在も改訂を重ねて続けられている。時代変化もあってこれまでの課題として小池(p12-15)が指摘しているのは、

- ①「農楽校」を修了した200名以上の人々のその後をどのように「市民農」のまちづくりにいかすのかという問題
- ②特に若い世代など市街地住民への「田園バレー構想」事業の認知度の問題
- ③集落を含めた里山環境を単なる公園ではなく生きた空間として守り育てていくこと、それに不可欠な地域に根差した農家の参加という問題

などである。それまで市による農地斡旋を農業への参入を希望する民間企業やNPO法人、一定面積以上の農地を耕し農産物販売を計画している個人などを対象としていた。その後の改訂では「市民が農に関

する活動やイベントに参加できる」といった方向性を打ち出し、より広く一般に市民グループなどへも開放した利用をすすめているなどのうちの多面的機能発揮に市民の参加の拡大が不可欠であることが事例から示唆される。長久手市の公式サイトによると、現在施行している平成 26 年から平成 35 年の計画においては、計画の概要として

「農」の保全、活用はもとより、「農」の多様な役割—環境保全、癒し、健康・福祉、交流、教育などを様々なまちづくりに生かし、市民が「農」を通して役割や居場所を見つけ、幸福に過ごすことができるよう、主体となって取り組む 5 つのプロジェクトを柱とした計画です。

としている。

とあり、多面的機能及び市民など多様な主体参加が要となっていることが読み取れる。

農業は多面的機能を備えているが、それは単に農地があるというだけでなく、自分たちにとってあるいは観光客など他地域の人にとって気づく、すなわち利用価値を見出すことが重要となる。そしてその活用には各地域の時代に応じた地域課題に照らし合わせて農家を含む地域住民や民間企業などのアクターが具体的な行動を起こすことが必要

さらに情報発信など外部への働きかけ

そのためにも行政による方向性の提示や住民がアクションを起こせる条例の制定など、官民の協働が重要となってくると言える。

さらに都市農業保全の中心となるプレーヤーはあくまでも農家であり、市民はそのサポーターとしてまちづくりの視点から農地・農業を評価する」(小池,p13)遠という点から市の農地自体と、そこで営まれる農業の担い手の確保という部分も引き続き考慮しなければならない。現在都市の農地は近年動きが鈍化しているとはいえ減少傾向が続いており、農家数も同様に減少し、農業従事者の高齢化率も問題となっている。したがって農のあるまちづくりには、多面的機能という言葉で表される農業の魅力を生み出し活用・発信する面と農業という産業を維持・発展する面両方考慮する必要がある、必然的にまちづくりとして展開するには行政と地域住民の連携が不可欠な要素となってくる。

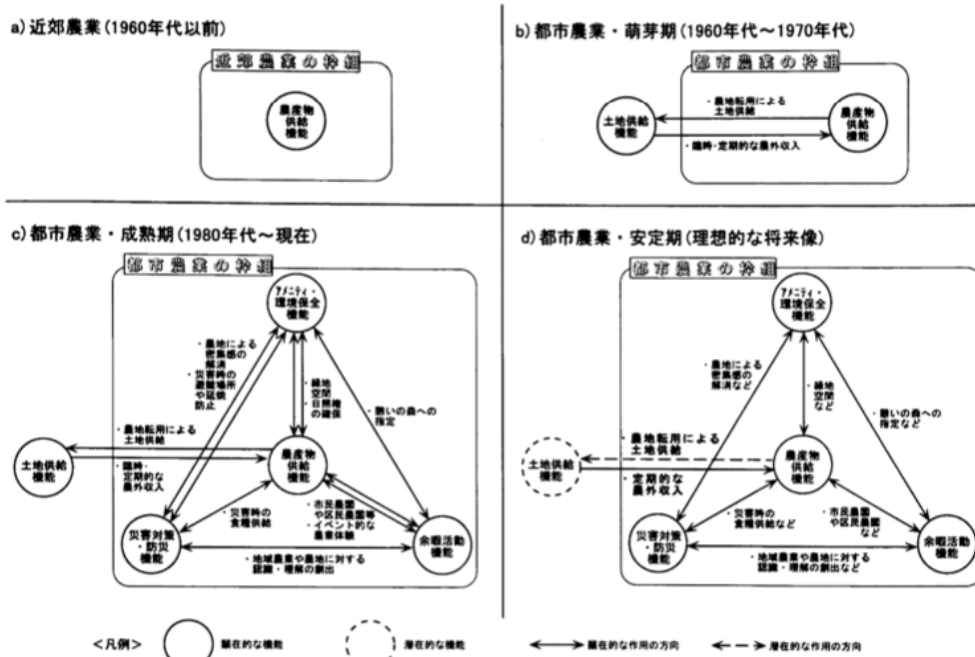
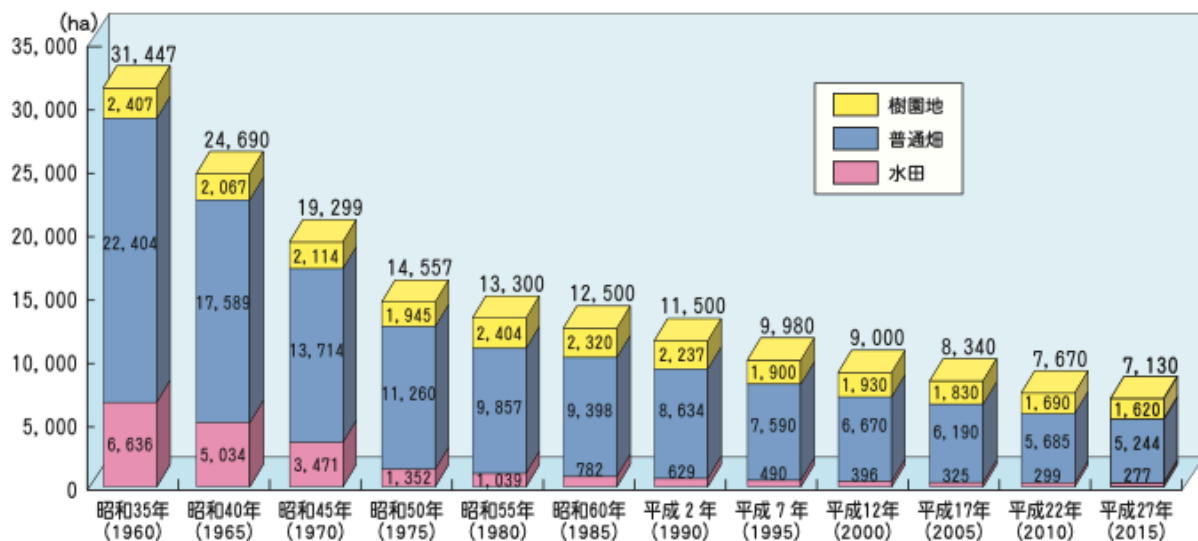


図 6 練馬区における農業の諸機能をめぐるシステム。

図 1 鷹取 (2000) による都市農業の発展図式

表 2. 東京都内の農地面積の推移 (東京産業労働局『東京農業のすがた』, 2017:p22 より)

図表 38 東京都内の農地面積の推移



(農林水産省 農林水産関係市町村別データより作成)
 ※端数処理のため樹園地、普通畑、水田の合計が東京都全体の計と一致しない場合がある

第3章 練馬区における都市農地保全運動からまちづくりへの変容

3-1 練馬区について

3-1-1 練馬区の概観

練馬区の基本的な情報を整理すると、人口については総人口 73,7111 人(うち男 35,8280 人 女 37,9431 人)であり東京都 23 区内では世田谷区に次いで 2 番目に多い区である。世帯数にして 37,6400 世帯(2019 年 7 月時点)が総面積約 48.08km²東京都内で 5 番目の広さを誇る区内に住んでいる

その歴史としては以下のようにまとめられる。

現在練馬区となっている地域はおよそ3万年前の旧石器時代からだと言われている。中世には豊島氏が石神井井川沿いに領地を拡大し、練馬城や石神井城が築かれた。その後は太田氏、北条氏などの支配下に入り徳川氏の時代に移る。

江戸時代には現在も栽培されている「練馬大根」やゴボウ・イモといった農産物の供給地として有名であったこの地は、人口が増大する江戸の需要に応える形で一大近郊農村地帯として発展した。農地の発展には江戸の上水整備も影響を与えている。現在は大部分が暗渠となっている千川上水は元禄 9(1696)年玉川上水から分水された上水であり完成から 10 年の後上水を田に引くことを許され、台地でありながら豊かな水資源がこの地域の農業は大いに繁栄したとされる。この上水は明治以降は印刷局や王子製紙など工場用水として活用されていた。

明治期に入ってから練馬の地域は農村として存在していた。明治 11(1878)年の「郡区町村編成法」では現在の区の大部分は北豊島郡に属していた。都市化が始まったのは大正 4(1915)年の武蔵野鉄道(現西部鉄道池袋線)の開通、および大正 12(1923)年関東大震災であったとされる。その後も東京の人口増加と郊外への拡大が進む中人口が増大し、次第にこの地域の市街地化が進んでいくことになる。

大正期から昭和初期にかけて五村(北豊島郡下練馬村、上練馬村、中新井村、石神井村、大泉村)に分かれていたこの地域は、大正 11 年東京市の旧 15 区や周辺郡部とともに東京都市計画区域に編入された。さらに昭和 7 年東京都が 35 区になった際には板橋区に編入された。

戦後には戦災復興を目的とした「特別都市計画法」において重視された不燃都市の建設・都市の基盤整備・都市の過大防止の策として導入されたグリーンベルト構想(昭和 21 年「緑地地域」として制度化)において現在の練馬区域の大半が指定を受けたものの、数度の解除を経て昭和 44 年には廃止され、「土地区画整理事業を施行すべき区域」として引き継がれることになる。廃止はされたとはいえ約 20 年維持されたこの制度は本論でも扱うこの地域が現在に至るまで都内でも比較的緑が豊かな地域として残ってきたことや、都市農業保全というその後の地域のあり方に少なからず影響を与えていると言える。

昭和 22 年、東京が 35 区から 22 区となった当時は板橋区に属していたが、住民からの独立の要求が強まるなど同年東京都における 23 番目の区として練馬区が成立した。その後 30 年代の高度経済成長期を迎え、東京への産業と人工の過度な集中が進む中で市街地化の無秩序な進行や都市居住環境の悪化が目立つようになって、「首都圏整備法」などの抑制政策が実行される。しかし昭和 40 年代には公害問題も深刻化し、練馬区でも自動車公害や光化学スモッグによる被害が発生した。一連の問題に対しては住民運動が展開された。都市計画について計画原案から住民参加を求める声も大きくなり昭和 43 年「都市計画法」が全面改訂され、地域関係住民の意向を反映する公聴会制度や意見照会などの制度化が行われた。しかし東京の特別区であった練馬区は昭和 49 年の地方自治法改正・および都市計画法一部改正までは全て都市計画は東京都が担っており、同年以降、ようやく練馬区が独自で原案を作成し都市計画を策定することが可能となった。

3-1-2 練馬区農業の現状

練馬区は 2015 年時点で、農地面積が 219ha、農家数は 432 件と 23 区内では面積・数共に最も多く農業の盛んな地域である。割合で見ると練馬区農地は 23 区全体のおよそ 4 割の面積であり、農家数は 3 割を締めている。それらの値は日本全体で見ると微々たるものではあるが農家一戸当たりの売上は農村部に並ぶなど面積あたりの収入付加価値の高い、生産性の高い農業が展開されている。

練馬区区政改革推進会は区の農業の特色として①練馬区には市民生活と融合する生きた農業がある、②練馬区農業は面積当たりの収入が高い、③キャベツの一大産地、果樹栽培が活発、④都心にいながら農に気軽にふれあえる、⑤農業体験農園は練馬区発祥の 5 点を挙げている。農業が盛んな理由はその

経営の多様性にも理由がある。「練馬区農業振興基本計画」では練馬区農業の経営主体をその扱う農産物の内容・販売形態に応じて大きく5つに分類している。野菜の市場出荷を中心とした農業経営(農業体験農園を組み合わせた経営含む)、多品目野菜の直売を中心とした農業経営(農業体験農園ふれあい農園や観光農園を取り入れた経営含む)、果樹生産を中心とした農業経営、花卉・植木生産を中心とした農業経営、都市農業の利点を広く取り入れた農業経営である。また括弧内に示したように各々の要素の組み合わせ方によっても分類され、練馬区のなかで一口に都市農業といっても多様な経営が展開されているのである。特に特色としても挙げられている農園の経営は多く、農園数では全国区の1割以上、区画数は2割以上を占め、どちらも全国最多であることなど農園を取り入れた経営が盛んであることがわかる。さらに「練馬区認定農業者」と言って農業者自らが作成する、5年後の経営改善目標等を記載した「農業経営改善計画」における目標所得額が300万円以上であり、かつ、その内容が促進法の規定に基づき適切であるとして、区から認定を受けた農業者がいる。それに対して「練馬区都市型認定農業者」、すなわち農業者自らが作成する、5年後の経営改善目標等を記載した「農業経営改善計画」における目標所得額が200万円以上300万円未満であり、かつ、その内容が促進法の規定に基づき適切であるとして、区から認定を受けた農業者がおり、経営規模に応じた農業者認定を行うことで、区内の農業者を差別化して支援する方策もとっているなど多様な形態の農業振興が図られていることがわかる。

一方で農地面積・耕作地率は年々減少しているという課題も存続している。農家の今後の動向については区が実施する「練馬区内の農地所有者に対する意向調査」で詳しく調査がなされている。例えば「農業経営における後継者の有無」では半数以上の54.3%が「いる」「いない」は2割、未定も2割程度となっている。また後継者の年齢層は50代(30.8%)が最も多く次の40代(22.1%)と合わせると半数を占める。ついで30代(19.0%)、20代(15.4%)というように分布している。またそのうち6割以上が現在すでに就農している。今後の経営については「今の農地面積を維持したい」農家が81.3%と大半であり、1割程度が「農地面積を縮小したい」と考えている一方、「農地を借りて規模を拡大していきたい」と答えたのは3件と0.8%である。また所有農地の運営についても自ら耕作したいという回答は77.7%であり「一部他者に貸し残りは自ら耕作したい」(14.2%)、「全て他者に貸したい」(3.1%)という声も聞かれる。貸したい相手は半数以上がJA東京あおば、民間法人が14.3%、区内農業者7.9%、誰でも構わないのは11.1%などとなっており、農地の使用方法は「貸した相手が自ら耕作する(体験農園含む)」が51.6%、「区画貸し農園を開設する」が30.6%となっている。これらの貸したい理由は「農地として維持するため」(50.0%)、「後継者がいないため」(27.4%)といった内容であり、貸す意向のある農家にとって現在の農地を農地として維持することが強く意識されていることがわかる。

こうしたことから練馬区の都市農業振興は現在なお保全の課題を抱えており、その農地の管理や融通に今後も地域の農業協同組合や行政といった関わる領域は大きいと考えられる。

3-2 練馬区における都市化と農地保全活動の背景

3-2-1 都市化による農地の宅地化進行と環境変容

戦後の人口流入と宅地化の進行のなかで、昭和期における練馬の農業は厳しい状況にさらされてきた。農業とは逆に市街地化とともに発展した商業の記録にも練馬区商店街連合会(昭和27年結成)は結成当時加盟商店会数25、会員数850店で始まったが、その後約8年で2,943店舗まで増大している。その昭和35年に初めて発行された『練馬区商店街名鑑』の巻頭において当時の連合会長は「往時、農業練馬とうたわれた面影もようやく消え去ろうとし、これに代って”商業練馬”が大きく表面化しこれが練馬区発展の源泉であり、かつ一大推進力が商店街である」と語っており、戦後の練馬区における商業による町の発展への希求と、対照的に区内に残存していた農業に対するネガティブな意識をうかがい知ることができる。さらに同じく昭和30年代において高度成長政策に伴う都心部への業務機能の集積を背景に練馬区では「人口増加および農地潰廃、宅地化やそのほか公用地への転用が最も激しい時期」となった。毎年約10,000a台の農地潰廃が進められ、昭和48年の石油危機まで同水準で進行した具体的には独立した昭和22年の農地面積が226,445aだったのに対し、昭和48年には82,962aまで落ち込んだことから、練馬区内での農地がかなりの規模で進められたことがわかる。建設省(当時)の調査では生産は行なっても出荷がほぼないかゼロの農家が64%だったという調査結果なども農地の宅地転用を助長したが、農家の意思も尊重しようと宅地並み課税対象の農家の意識調査を行った上での緊急性の高い地域から宅地供給を進める民間によるモデルづくりの動きもあった(朝日1987.7.29)。

しかし後藤(2003;p28)が述べているように80年代後半の地価上昇の中で、「大都市百キロ圏内に農地は皆無」にすることによって地価を下げる必要性が訴えられ、宅地並課税、相続税優遇の廃止といった住宅問題解決のための農地解体論が唱えられていた当時の背景もあり、「都市農業問題は一般のジャーナリズムが取り上げる問題となり、地価上昇が顕著であった時期だったためにこれらの議論は、世論に大きな影響を与え、あたかも都市農業バッシングの様相を呈することに」なり、農地の転用は世論も影響して急速に進んだのであった。

農地転用が進むと同時に農業就業者が減少し、それでも市街地化した地域に残って農業を続ける人々によって都市農業のあり方が問われるようになった時代であったと言える。またその後は低成長を反映して宅地化の進行は鈍化し、毎年農地面積減少傾向は続いているものの潰廃規模は次第に小さくなっていく。なお1992年に市街化区域内の農地が農業を続けることを条件に税制優遇措置を受けることができるようになった生産緑地(「戦後第二の農地解放」とも称された)に指定された農地面積は基本的に維持されている。

そのような農地の危機的状況のなかで観光農業の模索や市民農園づくりなど農地のあり方による都市農地保全の動きが起こり、またなんとか経営を続けたい農家とスーパーマーケットによる地元農産物の契約栽培が開始されたり、一方では宅地化を希望しても地価が下がって売れず駐車場にしている農家とディベロッパーのミスマッチも起こるなど、混乱状態にあった練馬区の都市農業には自治体による具体的なまちづくりプランの必要性が高まっていた。環境の悪化という状況も行政にとって緑地やオープンスペースを積極的に設けなければいけないという状況を後押ししている。練馬区では四二年四日市大気汚染公害訴訟をはじめ各地に産業公害が頻発した。またモータリゼーションの進展にともない道路の混雑と排気ガスによる大気汚染をもたらしていた。区内にあつては石神井南中学校の被害を皮切りに大泉学園中学校、豊玉中学校、豊玉南小学校など、随所に光化学スモッグが発生し、区民生活の安全が大きくおびやかされるようになった(練馬区史 p. 1166)。

さらにその後登場してきた農地の多面的機能などの流れと相まって後藤(2003,p28)は都市農業・農地の保全論は「農-1のあるまちづくり」という言葉で象徴されるように必然的にまちづくり論として展開されることになった。「農のあるまちづくり」は都市農地・農業の保全を通して、都市をトータルな人間活動の場として取り戻そうとするものであり、それまでの「経済循環装置」としての都市作りに対する批判としての性格を持つものであったと指摘している。

農業環境の変容(『練馬区史』 p.1325 参考)も非常に急激に変わっていたことがわかる。

当時の地価の高騰、相続税の強化、相続財産の分割等、土地を必要とする農民にとって痛手となり、労働意欲の喪失も出てきた。農家の後継者の多くはサラリーマンへと変化し、いわゆる「三ちゃん農業」をうんだ。

宅地化への転用だけではなく駐車場、作業場、残土処理場、飯場といった一時貸用地への転用そのほか果樹園、芝畑、そのほかにも果樹園(梅、柿、栗、ぶどう)、芝畑、植木畑になったものもあり、公共用地に転じたものも多い。地目別土地面積の推移(『現勢資料編』 p.113)は、こうした事情を数値で明瞭に示している。とくに田地は49年を最後に本区から完全に姿を消し、畑地も46年以降急速な減少が目立ってきている。高度経済成長期に入る30年に21万8858aもあつた畑地が、減速期を迎えた50年には8万2403aに減じた。実に62.3%の減少となっている。ついで53年には7万2302a、55年1月1日現在では6万8147aと逐年減少傾向を示しており、区内農地転用差引面積は練馬地区・石神井地区・大泉地区を合わせて6万7503aに過ぎなくなった(「農地転用状況調査書」練馬区農業委員会調)。一方「農家数」および「農家人口」の年次別推移をみても、ともに急激な減少が目立っている。練馬農業の急速な変容がうかがえよう。農家の変貌農地の宅地化の原因にはいろいろあるが、農業収入にのみ頼れない不安定さ、そのために始めた副業への依存等、都市化につれて起るこうした要因も無視できず、この傾向はまず創設農家(農地改革により自作農となった農家)に多くあらわれた。もともとこの農家は農業以外に収入の道をつくっていたのであるが、農業経営がむずかしくなると再び、以前の技能や商魂を発揮しようとし、兼業に従事する者が多くなり、農業は老人や妻にまかせるようになる。住宅地増加による通風や日あたりの悪化、肥料の金肥化なども手伝って、折角「自分の農地」となったにも拘わらず農地保持の気持が少なくなり、公共用地や一般住宅地に転用できる機会を利用する者も多くなった。戦争以前よりつづいた藁ぶきの家は、都市的生活には不便極まりないので、改造や屋根の葺きかえ等も行なつたが、農地を売って、モダンな農家に建てかえる風習も生まれて来た。当然農家数も減少して昭和25年、2972戸(農家専業1735、兼業1237)の農家は40年には1798戸(専業762、兼業1036)と減少し、さらに55年には、1227戸(専業わずかに102、兼業1125)となっている。農家人口も昭和25年から50年までの間に、お

よそ 54.8%減少している。この専業農家(年間収入のうち、農業所得の占める割合が 80%以上)の減少、第一種兼業農家(50%~80%)第二種兼業農家(50%以下)への移行は、農業所得のみによる経営が頗る困難である事を物語り、農協においても、農業経営以外の土地を使った有利な職業について研究、指導をしなければならない状態となり、それは既に遅すぎた感さえあると言ってよい。

3-2-2 消費者を意識した都市農家へ

都市農家は消費者との距離が文字通り近いだけに、時代とともに変化する消費者の嗜好に対応を迫られる最前線の立場であった。薄井(2000)は自身の農業改良普及員時代の体験から戦後の食糧不足後の都会の消費者の目まぐるしい嗜好の変化を紹介している。少し長いが引用しよう。

……私が普及員になった頃(筆者注:1949年頃)の消費者は、なんでも食べた。苗床で種イモとして使った半分腐ったサツマイモでも、喜んで食べた。腹がいっぱいになればよかった。つまり腹で食べる消費者だった。そのうち沖縄百号のようなまずいサツマイモは食べなくなる。農林一号や金時などの、味のよいものを求める。「口」で食べる消費者の登場だ。

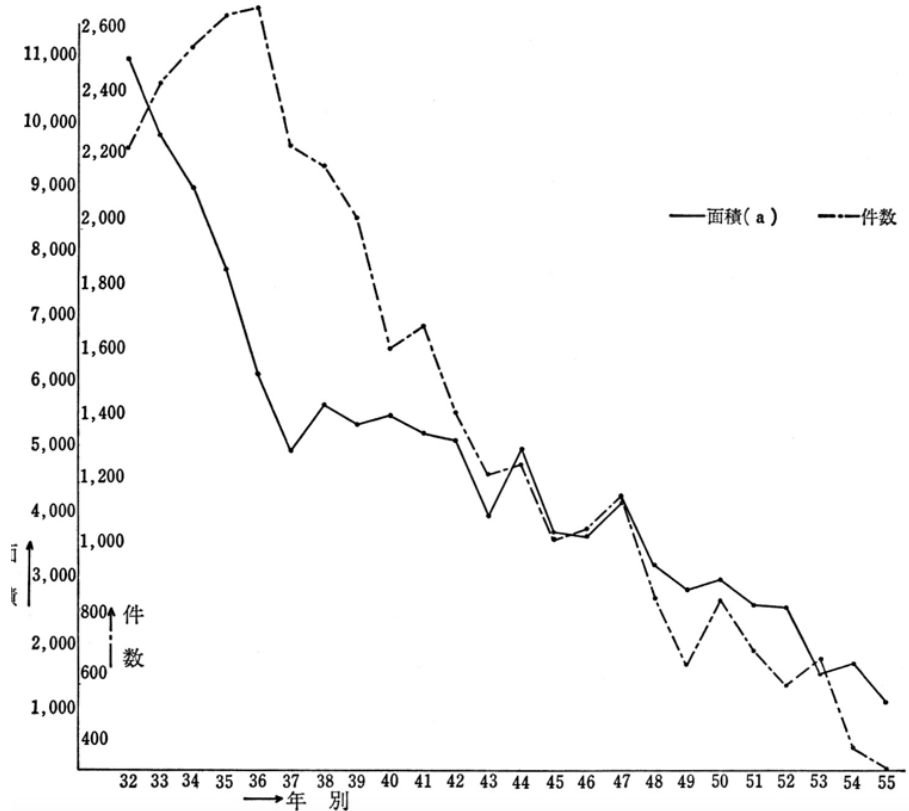
「六〇年アンポ」のデモが消えると、中流意識の社会が到来。とたんに虫喰い穴のあるキャベツは嫌い、大谷教授が予想したように曲がったキュウリは食べたくないと言い出す。味や栄養や安全は二の次で、見映えのよいものに手を出す消費者に大変身した。……(薄井:p144)

こうして綺麗な野菜づくりのために農家は農薬を多用するようになった。またその後の東京オリンピックがもたらしたセロリのような欧米の食文化に対応した農産物の導入に奮闘するなど消費者の嗜好の変化に対応していったが、有吉佐和子の小説『複合汚染』が1974(昭和49)年から朝日新聞で連載が始まった頃には環境運動や食の安全といった問題意識の高まりから農薬の使用は大バッシングの対象となる。

消費者という点から見れば練馬は消費者運動が活発な地域の1つでもあり、例えば1965年に牛乳の共同購入活動からスタートした生活クラブ生協は元々1968年の生協法人化では世田谷区に限定する想定だったものの練馬区の自治会生協の組合員からの要請で練馬区での組織化、その後保谷市(西東京市)や板橋区など各地域に拡大することになり現在に至る。当時の練馬区の行政資料にも消費者問題への対応が大きく取り上げられており、その他自主的な有機農産物の販売や環境運動など市民活動を行っていた「ポラン広場」が西大泉の西友で行った有機農産物の合同販売会など区民有志による活動も一部であったとしても活発であったことがわかる(朝日1988.10.1)。

そうした世間の目の存在、そして宅地化を迫られ農業を継続するか廃業するかを迫られる状況にある中、トラクターの音や土ぼこりが立つことへの苦情、さらに「近所で農薬を使うと嫌がられる」というような都市農家ならではの問題も存在していた(朝日1992.4.24)。そこで都市農地の保全と同時に「農家、農協では、低農薬、有機栽培を武器に、庭先販売や無人スタンドでの販売量をさらに増やすなど、地域密着型農業の徹底で生産者と消費者の結びつきを強めたい意向」を掲げるなど、必然的に地域の消費者を重視した経営体に変化せざるを得なかったと言えるだろう。筆者がお話を伺った大泉学園駅周辺で農業を営む方も、景観や作物作りのあり方も含めて都市にいる農家は「みせる農家」でなければならないというお話をしていた。こうした地域の消費者を強く意識した経営のあり方が練馬区の都市農業と、それにまつわる地域活動の根底にあり、またまちづくりといういわば公益的な活動に積極的に参加していくこととなった前提条件であったと言えるだろう。

図21-1 農地転用状況表（昭和32年～昭和55年）



図：練馬区の農地面積・農家数の推移（『練馬区史』）

図2:練馬区の農地宅地化件数・面積推移

第4章 練馬区におけるまちづくり活動の具体像

4-1 まちづくり活動の「中間組織」としての農業者の体験農園

(1) 都市農業の価値の発見、体験農園の成立

先ほど都市農業と消費者の関連を述べた部分でも触れたが、都市農家は世論や周囲の消費者を強烈に意識しながら、競争原理の中で「地域密着」を重視した事業の多角化・再編成を行うことで経営を安定化させ、生き残ってきた。その象徴的な存在が練馬区で誕生した体験農園であった。

その成立を説明すると当時 JA 大泉青年部にいた練馬区に加藤義松氏が生産緑地法の改正が助長した都市農地の危機的状況や、農産物の市場価格の問題など苦境に面した農業に新しい風を吹き込むべく白石好孝氏と共に練馬区の都市農業課に打診し数年がかりの交渉と計画の末に 1996(平成8)年に開園したのが第一号の「緑と農の体験塾」である。

おそらく最初に練馬区が農業をまちづくりに活用するきっかけとしての「気づき」に出会い、行動主体となったのは先駆的な活動を行なった加藤氏(第一号の体験農園「緑と風の体験塾」主)であると想定される。その(嶺,2010:p16-19)の当時についての話(嶺,2010:p16-19)から都市農地保全運動という一方向的な活動がまちづくりの要素を持ち出す契機を見る。

加藤氏が継いだ当時 1980 年代は近隣住民にとって農業は関心がない、むしろ苦情の対象ともなっていた時期である。農家にとっても関心がなく、農地からトラックなどで市場に直接出荷する形式の中で接点がないに等しかった。しかし細々とやっていた直売所に力を入れ始めると、見た目が良くて日持ちがする野菜よりも味が評価される直売で扱う品種や販売量が増大し近所でも評判となった。同時に消費者との交流も増え、ダイレクトな反応を受けてやりがいも増したという。

加藤氏の子供が通っていた小学校 PTA から、野菜の収穫体験をさせて欲しいという依頼があった。引き受けて、80 人ほど集まった親子は都会育ちの人々ばかりでキャベツやブロッコリーの葉やサトイモなど「見たことがない」ものに感動と興奮が生じていた。その光景を見て加藤さんは衝撃を受け、「農業が人に感動を与えることができるんだって初めて知った」そうである。

加藤氏は当時地元農協青年部の一員として宅地並課税反対運動を行っていたものの、保全が農家だけの主張であって消費者の共感を得ることができなかったそれまでの運動から転じて、消費者に後押しをしてもらわねば都市の農業が残らないという危機感があった。

都市住民が参加した収穫体験の経験によって消費者に農業で感動してもらい、地域の新鮮でおいしい野菜を食べてもらう、そうした体験を一度ならず年間を通じて体験できるビジネスを構想するきっかけとなった。

そして練馬のまちづくりの取り組みの端緒として捉える上で大事だったのが、その構想を地域に向けたものにしていくことである。「個人で体験農園をはじめて経営していくのでも成り立つかもしれない。でもそれでは他に広がっていかない。体験農園があちこちにできて、たくさんの消費者が利用者になれば『都会の農地をなくさなくてもいいのでは』という世論を作れるかもしれない。そうすれば都市の農業が残せるかもしれない」と当時の心境を語っている。

初めは宅地開発及びそれに伴う農地への宅地並み課税に対して、実家を含めて地域の都市農業を守る運動であった加藤氏の行動は、都市農業の「地域にとっての価値」を見出しそれを具現化していくことによってその後のまちづくりへの発端を作ったといえる。

構想の段階から「従来の市民農園とは違った形態」の農園という志向性があり、

①都市農地の保全、②農体験を通じた交流、③学校教育への協力、④農業経営の安定化といった目標を掲げていた。

さらにその活動の拡大を支援する取り組みを行うことで区内や他地域の新たな活動に影響している。農業体験農園の開園は農業からサービス業に変わることで、つまり一次産業に従事していた人が三次産業も行う経営への転換を意味する。それはグリーンツーリズムのような他の農業経営の転換でも通り沙汰されてきたように、農家にとっては知識や経験の不足など困難な状況となることが多い。

練馬区にも初の開園以来ほぼ毎年新しい体験農園が誕生し、東京都内や全国各地でも数を増している。こうした背景の中で 2010 年から「全国農業体験農園園主会」で経営や体験農園の管理・運営、具体的なカリキュラムといったノウハウの提供や相談を行う組織も立ち上げている。

体験農園の特徴として体験農園のほとんどは生産緑地であり納税猶予農地で成り立たせるがゆえに、体験農園独自のルール設定がある。単なる農地の区画貸しではなく、農園主を耕作主体として、利用者が

利用料金を支払い、管理運営費用を区が補助するなどが主な規則となった。区内の農家もこれに倣い、毎年1園ずつのペースで開園が進んだ。現在は17園が練馬区内に点在している。

表 練馬区の体験農園(計17園)

開設時期	名称
平成8年4月	緑と農の体験塾
平成9年4月	大泉 風のがっこう
平成10年4月	田柄すずしろ農園
平成11年4月	イガさんの畑
平成13年4月	学田体験農園
平成14年4月	農学校「石泉愛らんど」
平成15年4月	農業体験農園「緑の散歩道」
平成16年4月	農業体験農園「どろんこ・わあるど」
平成18年4月	農業体験農園「百匁の里」
平成19年4月	農業体験農園「楽農くらぶ」
平成20年4月	農業体験農園「南大泉やさい村」
平成21年4月	農業体験農園「農の詩」
平成22年4月	農魚体験農園「旬感倶楽部」
平成23年4月	あーばんあぐりぱーく石神井台
平成24年4月	関町グリーンガーデン
平成26年4月	農業体験農園「百匁の里第二」
平成31年4月	農業体験農園「井頭体験農園」

体験農園の広まりには生産緑地法改正以降市民農園の閉鎖が相次いだことや(農園主が耕作主でない賃貸ができないため)、行政ではなく農園の園主が管理運営するというコスト削減の面もあったことによる区の支援も大きかった。

従来の市民農園は取り組みやすいが、増加するほど行政としては財政面で運営の負担もそれなりに大きくなった。また地域住民に人気であるがゆえの利用者間の公平感・不公平感も問題になりやすくそれぞれの農園に適切な管理者が必要だという問題も生じていた。そこで「練馬方式」の体験農園は市民農園を既に展開していた地域も含む自治体に影響を与え東京都、そして全国各地に増えていったのであった。また先述の加藤氏が代表を務める全国体験農園協会を母体とした普及活動の取り組みも展開されている。現在多くの農園で野菜を中心とした栽培が行われており、一区画当たりの収穫量も多く農園主や利用者の良好な関係づくりが営まれている。

こうした地域の農家である農園主主体の取り組みは、以下でも詳しく見るように農園という形式を通して都市農業のレクリエーション機能や福祉、教育機能をメインの価値として見出し、非農家に発信し交流を生み

出す主体として JA や行政への働きかけなど連携を行なって取り組まれている。すなわち農あるまちづくりの端緒のモデルとなった「練馬方式」の農業体験農園は、現時点において、練馬区全体の農あるまちづくりにおけるある種の間接組織的な役割も果たしていると言えるだろう。

(2) 体験農園が利用者と地域コミュニティにもたらす効果

先行研究においては体験農園そのものについての利用者層やその効果について論じたものは多くある。中でも体験農園の効果の実際については山田崇裕・門間敏幸(2006)らによる利用者の評価とニーズを解明する目的で行われた練馬区区内の9つの体験農園を対象としたヒヤリング調査などがある。平成16年のものであるが、その結果からは「作物への愛着が湧くようになった」(79%)、「野菜についての基礎知識が豊富になった」(74%)といった利用者自身の個人的な農業や食に関する意識変化に加え、「農園に来ることが生活の一部となった」(73%)「近所、農園内に友人が増えた」(52%)「家族と農園で共に過ごす時間が増えた」(30%)など人間関係や地域との付き合い方に好影響をもたらしている点は特に注目し得る。

また練馬区職員労働組合による自主レポート「農を通じた地域コミュニティ形成の可能性」(p2-3)では「緑と農の体験塾」における具体的な交流事例を紹介している。通常の作業を通じた交流の他に「米講座(茨城の農家へ田植え、米の収穫)、昼食会(一品持ち寄りの交流会)、料理教室(季節の野菜を使った料理講習)、手打ちうどん作り(麦から収穫の本格うどん作り)、ブドウ狩りツアー(利用者の田舎へブドウ狩りと温泉ツアー)、ゴルフコンペ(腕前を競いながらの交流)、柿講座(柿の選定から収穫まで)、収穫祭(豪華豚汁に舌鼓、野菜の品評会もあり)、ベトナム農業見学ツアー、しめ縄作り(講師は利用者)」などといった10の行事があることを紹介し、体験農園を媒介とした直接のつながりを通じて「園主と利用者、あるいは利用者同士と様々な交流の機会が増えていく」ことを指摘している。「当初の構想であった農を通じた人と自然との関係、そしてその地域空間での人と人との関係がしっかり築かれ、ひとつの地域コミュニティを形成しつつある」という、体験農園での活動が地域のコミュニティ形成を促していると論じている。

(3) 練馬区大泉・白石農園(大泉 風のがっこう)にみるさらなる多面的機能の発揮

(2)でみたような農業体験を余暇で楽しむことや体験農園での活動を介した地域のコミュニティ形成という体験農園そのものが果たす役割にとどまらず、当初の体験農園構想にもあった学校教育への協力を始め地域における農・食を媒介としたコミュニティ形成と地域課題の解決の拠点としての体験農園という「まちづくり」への展開をになってきたのが、事例の白石農園であると言える。

前述した白石好孝氏(以下、白石氏)1979年に実家の農家を受け継ぎ、元々は生産の8割以上を出荷する市場出荷型の農園であった(市民セクター政策機構,2016;p68)。都市農業への住民の理解が進まない中で自らの農園の農産物を食べる機会がないという近隣の人の話をきっかけに地域への流通を増やしていった。また単に野菜を売るのではなく「野菜作りのノウハウを売る農業」あるいは「カルチャースクール」としての農園という発想から加藤氏と共に取り組み始めた先ほども紹介した体験農園である。1997年に自身の体験農園「大泉風のがっこう」を開始し、現在は1.4haの農地のうち、0.6ha(134区画)が体験農園となっている。販売先の多様化、地域での消費への移行は作った農産物を食べる人の反応がダイレクトにわかるという経営上のモチベーションにも繋がっている。

白石農園を中心としたネットワークについて市民セクター機構(2016;p72)では農業体験農園(大泉風のがっこう)、ブルーベリー摘み取り園といった「農作業で地域とつながる」仕組み、東京都社会適応訓練協力事務所、ねりま子ども食堂との連携などの「社会的弱者とつながる」仕組み、軒先販売やJA直売所、契約スーパー、また農園併設のレストランであるLa毛利ターブルペイザンヌなどの「地場野菜の出荷先」、さらに地元小中学校(給食食材)、農業体験学習・職業体験による「食育・学習の場とつながる」仕組みといった活動内容に応じた様々な地域とつながる仕組みが形成されていることを指摘している。そしてそれをバックアップする行政である練馬区と、体験農園の広域のつながりである東京都農業体験農園園主会、特定非営利法人全国農業体験協会といった地域の組織という連携体制がある。

具体的な内容として、例えば「食育・学習の場」とのつながりは学校教育・学校給食 練馬区教育委員会の依頼による学校給食を担当する栄養士への講演をきっかけに地産地消の活動を依頼されたことがきっかけになった。実現の過程で様々な手間暇がかかるにも関わらず栄養士や調理師が連携し、1996年秋から農園の野菜の納入を開始し、献立などの細かな部分を毎月調整しながら現在区内の3校に提供している。給食における地元産野菜の提供事業は白石さんの様な取り組みの他にも各機関が連携した大規模な活動にもなっており、地域の名物の1つとも言える。また地域の小学校に自身の子供が通うことをきっかけに小学校の農業体験を受け入れるなど活動の幅を広げてきた。

「社会的弱者とつながる」はもともと保育や福祉事業に携わりたいと考えていた白石氏と体験農園参加者の保健師とのつながりをきっかけに始めた活動である。練馬区でも行っていた精神障害者が社会へ復帰するための東京都の訓練事業の協力事業所として農園での受け入れを開始し、平成10年より年に2～3人の障害者を受け入れ、農作業を通じた社会適応訓練や就労支援に取り組んでいる(濱田2007:p31-32)。

このように白石農園は体験農園の展開で農地と住民の関係を変化させただけでなく、積極的に地域の課題解決に農家という立場を通じて関わっていくことによって、地域の中で「農」をまちづくりにいかす突破口となってきた。農地の多面的機能の発揮というよりは、農家自身がある種の「社会的企業」的な志向性を持って主体的に活動を展開しているという点、そうした農家が練馬区における都市農業者のモデル的な存在となっていることは練馬のまちづくり活動に大いに影響を与えていると言えるだろう。農家主体のこうした取り組みの他に、区内の老人クラブの農園などでも地域での農作業を通じた交流を超えて保育園との交流や福祉施設への食材提供などの連携がおこなわれている。

(4) 体験農園が産んだコミュニティによる新たな地域活動の発生～子ども食堂との連携

さらに区内で新しい連携を促しているのは「子ども食堂」である。子ども食堂自体は全国的な潮流も背景にあるので詳細に触れつつ練馬区の事例を紹介する。

大田区の「きまぐれ八百屋だんだん」の活動に始まり2010年代以降全国に増えている子ども食堂。正確な定義は定まっていないが地域の子どもが無償あるいは低価格で食事が可能な場所を一般的にさしている。利用者は子供や高齢者が多くボランティアスタッフなどに支えられ、相対的貧困を是正するための活動という見解と共に、地域の人々の「居場所」としての空間であること、地域内における連携を促すことも指摘されている。

現在全国に3000箇所以上の子ども食堂があるとされており、練馬区にも2019年時点で13箇所(活動休止中の食堂を除く)展開されており、活動主体も多様である。

岩松(2018)は子ども食堂が地域で作られることによって「食」を通じた地域のつながりと、それを支える人的資源の育成の可能性を指摘している。「きっかけはなんにせよ、いざ「こども食堂」を始めてみると、子どものことだけを考えていけばよいのではなく、資金面や食材の確保やボランティアの申し入れなどなど、より広範囲なネットワークと、行政と、地域と、保護者と、ボランティア同士と、さまざまな関係性を「食」を中心に構築せざるを得なくなる」。子ども食堂を地域につくろうとする行為の中で「学習」が積み重なり、そうしたつながりを作るための人的資源を育成することが大きな意義を有するとしている(岩松2018;p174)。したがって、こうした活動の1つ1つががさらなる地域内でのコミュニティ形成に貢献することが期待されるのである。

また子ども食堂について、松本(2009;p14)は米国発のNGO組織であるセカンドハーベスト・ジャパンに代表されるフードバンク活動と都市農業の関連付けにおいて、食品関連産業などからの寄付とボランティアで運営する同組織において生じる生鮮野菜の不足という問題が当時はなかなか解決せず茨城や山梨などの近郊農業地域の農業者からの不定期供給が支えていたことを指摘し、「まさに都市農業が本来持っている地域食糧安全保障機能の発揮が問われている」と論じた。東京では台東区を本拠地に活動する同組織への都市農業を活用した「余剰農産物の提供とそれを域内で配給するボランティア組織の設立が課題」とであるとされている。

練馬区では一番早く開店した「ねりま子ども食堂」は高校生以下の子どもおよび保護者を対象として月2回、無料の(大人は300円で)食事提供を行っている特定非営利法人である。この食堂には先ほど紹介した白石氏の農園から、2016年3月からメディアの報道で子ども食堂の活動を知ったのをきっかけに月2回の食堂開催日に野菜が提供されている。

さらに練馬区では組織的に野菜の提供など体験農園と子ども食堂の連携が行われている。都市農業サミットの資料より紹介する(村山,2019)。中心となったM氏は練馬区に居住し、シングルマザー支援団体である認定NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむのスタッフをやりながら、2014年には体験農園緑と農の体験塾に参加していた。そのつながりを生かし2015年から「《野菜のおすそ分け》プロジェクト」を手掛けている。「体験農園で採れる、家族や友人だけでは食べきれないほど豊富な量の野菜を活かせないか？」という自信の問いから、体験農園利用者から野菜を寄付してもらい、子ども食堂に「野菜のおすそ分け」を行っている。

初めは3つの体験農園から野菜を出荷し5つの子ども食堂へ配送していたが、それぞれの農園が近所に存在する子ども食堂へ野菜を寄付するようになったという。毎回数十名の子どもや地域の高齢者も多く訪

れている「石神井ゆうやけ子ども食堂」、学校が休業中の昼食事業に始まり食事の宅配事業や学習指導も活動としている「桜台子ども食堂」など体験農園の練馬区産食材を利用している。自身に関わるシングルマザー支援団体である認定 NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむにおいても電話相談など支援活動でのつながりを生かした食料支援に体験農園のおすそ分けを利用しているそうである。さらに同法人が借り受けた体験農園の区画を利用した野菜づくりを他の団体と共同で行っており、食材の提供だけでなく体験農園の作業を子ども食堂の参加者親子と共有することによって交流の活発化を図るなど精力的に取り組んでいる。

そのほか、プロジェクトの支援先の一つである同区のダイコン子ども食堂はもともと地元飲食店を営んでいた T 氏が、ボランティアとして 10 年以上かかわってきたフード・バンクの経験をいかし設立に至った子ども食堂であるがそこでは月二回の開催日には来た人が食事をするのみならず「いつでも来ていい」、「話したくなければ無理に話さなくてもいい」など「共食を通じた居場所」を提供することに力点をおいている。

これらの活動は区内の各地域に点在しているからこそ可能になった取り組みであり、それぞれの農家が地域に関わる姿勢によってもたらされた連携であると言える。またそうしたつながりは単に「農」や「食」への興味関心が高いというだけではなく、時間や金銭的余裕がない、あるいは他の様々な理由によって関わりがなかった家庭にも参加の機会が設けられることによって「農」・「食」を介したコミュニティの内実をより多様化していくということにも意義があると思われる。

そして章のまとめとしてこうした子ども食堂(あるいは飲食店)とのつながりは体験農園の活動の展開によって生じた非農業分野の異質な市民活動の主体との交流が基盤となっていることを指摘できる。体験農園自体が発信する都市農業の価値に、別な立場からの価値を見出し、交流をもとに活動に至っている事例である。まさに①住民や民間企業、市民団体など行政以外の主体が存在し、②地域にある資源の価値(魅力)を見出し、③②に基づいて(活用して)一定の地域内で主体間で連携した活動を行うというまちづくりの要素を発揮している。そしてその過程に【気づき・活動(交流・共有)・発信】の連鎖が存在していることが見て取れる。

4-2 まちづくりとしての都市農業へ～行政側からの取り組み

現在練馬区は「都市農業・農地を生かしたまちづくりプラン」を大綱とした都市農業を中心に据えたまちづくりを掲げ、区で定義づけた7つの都市農業の多面的機能を生かし、行政サービスの支柱に位置付けている。「農のあるまちづくり」や「農の活きるまち練馬」の具体策として練馬区の魅力としての都市農業振興や多面的機能を生かす都市農地の保全活動が展開され、観光農園である「練馬果樹あるファーム」や生産者による直売会の「ねりマルシェ」の開催支援など新しい事業に取り組んでいる。市民活動や民間企業の活動に際しても練馬区行政は「ねりまの食育応援店」の認定であったり、区の子ども食堂マップ作成といった情報発信を行うなど農のあるまちづくりにリンクさせる官民連携の働きかけを展開していると言える。

『練馬区都市農業・農地を活かしたまちづくりプラン』によれば練馬区の多面的機能は

- ①農産物供給機能
- ②レクリエーション・コミュニティ機能
- ③福祉・保健機能
- ④環境保全機能
- ⑤教育機能
- ⑥防災機能
- ⑦景観形成・歴史文化伝承機能

の7つにまとめられる。すでに、これらの各機能の活用には直売所情報支援や体験農園事業、障害者福祉やリサイクル事業、学校現場との連携、防災訓練、景観保存といった様々な取り組みが個々の現場でなされている。

さらにそれらの取り組みをおこなう中で、区民と農のふれあいの促進によってより機能発揮させていくことで農業・農地を活かしたまちの実現を目指すという部分がこのプランの要ともいえる部分である。その理想像としての街の要素が以下の7点であり、区民とともに目指す方向性として定めている。

- ①四季折々、取れたての安全な野菜が食べられるまち
- ②体験から交流を育む農園が、地域のオアシスとなるまち
- ③心身の健康維持・増進のために農園が活かされるまち
- ④農地が環境農地としての役割を果たすまち
- ⑤子どもから、お年寄りまで、農園が生きた学校となるまち

⑥農地が防災農地としての役割を果たすまち

⑦農の風景が昔からの姿や季節感を伝え続けるまち

このような練馬区における都市農業を活かしたまちづくりを行う上で行政側で特に重要な立ち位置にしているのが都市農業担当の部署である。産業経済部・都市農業担当部に都市農業課と世界都市農業サミット担当課が設置されており、日常的なやりとりを含む都市農業課が主に農家や農業団体と行政をつなぎ、土地問題をはじめとして都市農業の多様で複雑な業務を担う役割を果たしており、農業者主体の地域活動の支援なども担当している。都市農業課は主に下記の係と業務で構成される。

都市農業係

- 1都市農業係
- 2農業委員会との連絡調整に関すること
- 3農業振興の調査研究に関すること
- 4区民農園および市民農園に関すること
- 5課の庶務事務に関すること
- 6課内他の係に属しないこと

農業振興係

- 1農業の振興に関すること
- 2認定農業者の認定に関すること
- 3農地保全に関すること
- 4農業振興の計画に関すること
- 5都市農地保全推進自治協議会に関すること

近年の大きな取り組みとして平成 27 年 3 月に開校した「練馬区農の学校」の取り組みが挙げられる。区内に農業の魅力と役割を伝え、農業に関心を持つ区民の中から都市農業に関わる人材を育てること、支えてを必要としている農家とのマッチングを行うことなどを目的としている。現在「農とのふれあい・体験コース～土にふれる喜びを～」、「初級コース～種まきから収穫まで～」、「中級コース～農作業を支援できる人材の育成～」、「上級コース～知識と技術のさらなる向上を目指して～」といった4つのコースが展開されている。

体験コースは 15 歳以下の子どもを含む区内在住の 2~4 名のグループが対象で、春夏期と秋冬期の各期の休日 4 日間程度の活動を設定した子連れの家族も参加しやすいものになっている。18 歳以上区内在住者を対象とする 1 年間におよぶ初級コースからは 8 割以上の出席で「ねりま農サポーター」の認定が受けられる。これらの講座では地域の農家を講師に種まきから収穫までに必要な作業や出荷作業、都市農業や農地に関する基礎知識などを講義と実習で学ぶ。初級を修了すれば中級、中級を終えれば上級という段階式になっている。また、ねりま農サポーターはその認定により、区内農家の支えてとしての活動や、農業イベントの手伝いを行うことになっている。こうした、農あるまちづくりの重要基盤である次世代や農を生かしたまちづくりに携わる人材育成事業も積極的に行われているのである。

さらに東京都が「都市の貴重な農地を保全し、農のある風景を維持していくため」平成 23 年に創設した「農の風景育成地区」に区内の高松一・二・三丁目地区が平成 27 年第二号地区として選出されている。これによって営農継続が困難となった場合区が農地を取得し農業公園として整備できるなど都市計画制度を積極的に活用し、地域住民の理解や交流を促進する農地保全は東京都政の方針の 1 つにも位置づけられる。

練馬区は「都市農地保全推進自治体協議会」の会長区として農地制度や税制度の改正に働きかけ、都市農業振興基本法制定・基本計画の策定や生産緑地法の改正に大きな役割を果たしてきた。練馬区行政には「都市農業課」という独自の部署が設けられ意欲的な都市型農業経営の支援や練馬の都市農業の特色を生かした魅力の発信、都市農地の保全に向けた取り組みの推進が行われており、今年には世界各国の要人や都市農業関係者を招待した世界都市農業サミットも実施された。練馬区の農業を生かしたまちづくりが他地域に与える影響は大きいと考えられる。

行政から独立している主要な組織としては練馬区には昭和 62 年に設立された財団法人練馬区都市整備公社に端を発する「みどりのまちづくりセンター」がある。都市計画マスタープランやまちづくり条例を検討する中で区・住民・事業者が協働するまちづくりを推進するために設置された。区民の主体的なまちづく

り活動を支援するとともに、区民・事業者・行政から独立し連携を図る、中間的な立場から協働型まちづくり事業を推進しており、都市農業だけでなく暮らしの様々なテーマのまちづくりに連携している。

①きっかけづくり、②基盤づくり、③計画づくりという3つのステップでまちづくり活動を支援する講座や制度活用の支援を行う。具体的には

①きっかけづくり

まちづくりを学ぶ

▼まちをよくするための視点や事例を知ったり、活かす技術を勉強する講座

1. まちづくり講座・スキルアップ講座

▼決まったテーマについて関わりを深める講座

2. 景観まちづくり講座

▼「農の風景づくり」について提案や実現に向けた意見交換

3. 農の風景連続講座

街を知るイベントに参加してみる

▼地域の資源を改めてみつめるまちあるき

1. 区民調査隊・・・区民の視点をもとに、情報誌をつくっています。

2. 景観ウォッチング

3. 撮り歩き・風景展・・・そらとまちを写真に撮って歩き、展示します

▼練馬区内のまちづくりに触れる展示会

4. まちづくり交流会

▼その他イベント

5. 暮らしの庭楽しみ隊・・・地域共有の庭でみどりのお手入れと恵みを楽しみます

町のことを相談する

1. スタッフ相談窓口

地域情報・ねりま暮らし情報を知る

1. まちづくり情報誌こもれび

2. メルマガ

3. 団体紹介

4. 地域景観資源・景観ブログ

②基盤づくり

ざくばらんな話し合いの場、活動する人に出会う【仲間づくり・場づくり】

1. 専門家派遣

2. 地域ごとの話し合いの場・準備会

3. テーマごとの話し合いの場・準備会

4. 施設管理ごとの話し合いの場・準備会

5. ご近所からできるまちづくり「景観まちなみ協定」

6. まちづくりカフェ

7. まちづくり交流会

様々なテーマで活動している人をつなぎます

8. まち庭事業

みどりを楽しみたい人と庭を地域開きたい人とつなぎます

資金となる助成金を得る【資金】

1. まちづくり活動助成事業

2. 地区まちづくり準備会活動助成金

3. その他の助成金情報

・練馬区の助成金情報(やさしいまちづくり支援事業・その他)

・その他の助成金情報(日本財団 CANPAN)

活動で使う場所・部材を確保する【部材・モノ】

1. 登録団体利用(打合せコーナー、印刷機等)

③計画づくり

まちの地域ごとのまちづくり計画をつくる・協定を結ぶ

1. まちづくり条例を使った、地域の計画をつくる協議会

まちのテーマごとのまちづくり計画をつくる

1. まちづくり条例を使った、テーマ型まちづくり計画をつくる協議会

2. 農の風景づくり

まちの住む人による施設管理の計画を立てる

1. まちづくり条例を使った、施設型まちづくり計画をつくる協議会

といった面でのサポートを行なっている。

このセンターを通して規模を持って事業化されているのは、例えば先述した農の風景保全育成地区に指定を受けている同区高松地区の「高松地区まちづくり会議」があり、農業者だけでなく飲食店などの事業者、NPOなどの団体、大学など様々な主体が参加するまちづくり活動を事業化して地域での新しい企画を提案し実践している。このセンターがおそらく、練馬区における住民と行政をつなぐ本来的な中間組織であり、高松地区のようなある程度規模の大きな事業を今後協働で進めていく際にも重要な位置を占めると思われる。

4-3「農」や「食」のもとの連携が地域の主体による新たなまちづくり活動を形成する～

4-3-1 異種産業との連携

練馬区ではまた「食」というテーマを通じて既存の産業担い手の連携や、区への新規参入者が現れている。練馬区内では練馬産の農産物などを介した地域内での連携が進められているが代表的なものは伝統野菜の練馬大根栽培がある。「大根引っこ抜き大会」で収穫を体験、さらに大根は区内の公立小中学校の給食にも提供されるなど一連の流れとなっている。ここでは業種間や主体間の連携の新潮流について分析する。

①飲食店業者と行政・農業、飲食店同士などの連携

第3章でも少し触れた練馬区が認定する「ねりまの食育応援店」や、「練馬野菜餃子」の提供店（都内で生産量第一位の練馬産キャベツを使用するなどいくつかのルールに則る）といった練馬産の農産物を介した農業協同組合など農業分野と飲食店との協力体制が区内で築かれてきた。例えば食育応援店は、練馬区でいつまでも健康に暮らせるように「練馬ならではの食材を使っているお店（練馬産野菜のお店・練馬特産食材のお店）」、「あなたの健康的な食生活を応援するお店（ヘルシーごはんのお店）」、「いつまでも地域に残したいお店（あなたのいちおしのお店）」の3つのテーマのお店で、食育に取り組んでいる飲食店を「ねりまの食育応援店」として登録し、認知度を高めると共により多くの人々に利用してもらうための事業としている（練馬区公式HPより）。それぞれ細かく規定があり、「練馬産野菜のお店」は「1.練馬産野菜がとれる時期に販売している、または料理が食べられる、2.料理、加工品の場合は、練馬産野菜を1人分35グラム以上使用している（菓子類を除く）、3.練馬産野菜を1年のうち6か月以上提供している」、「練馬特産食材のお店」は「1.練馬特産食材（練馬産の原材料を使用した食材）を販売している、2.練馬特産食材を使用したメニューがある飲食店または商品がある食品店」という練馬産食材使用を目安としているのも特徴的である。「ヘルシーごはんのお店」は「1.自分の身体に合わせて健康的な食事が選べるお店です、2.主食・主菜・副菜（野菜を70グラム以上使用している）がそろった食事が食べられるお店で、以下のうち1つ以上に取り組んでいます、3.野菜料理のお替りができる（有料の場合もあります）、4.塩と油の調整ができる（希望に応じて、調理後に使用する調味料をかけないで提供しています）、5.主食・主菜の量を少なめ、半分量で注文できるメニューがある」、といったような規定のもとで認定証が与えられる。「あなたのいちおしのお店」は「「あなた」が推薦する、健康を支え、地域にいつまでも残ってほしいお店です」とあり、区民による推薦ができるようになっている。

こうした取り組みからさらに今年には世界都市農業サミットに合わせた区内飲食店店主らの「Nerima 若手シェフズクラブ」による企画「味(ビ)ストロ練馬」も11月に開催されている。同企画では練馬産農産物を用いたオリジナル料理の提供が行われ盛況を博した。

練馬区が掲げる「農のあるまちづくり」のもとで地域農産物のアピールと同時に、農産物の利用を通じた連携が高まりを見せている

中には区外からの新規の参入者も存在する。「東京ワイナリー」は練馬区大泉学園町にある東京初のワイナリーである。卸売市場で働いていた女性が東京産の野菜の美味しさに出会ったことをきっかけに、「東京の農産物を地元の人に食べてもらう」ことを目標に設立した。産地開拓の際に築いた大泉地区の農家との

つながりを生かし、「農地が見える場所で農家とのつながりを大事に」するため練馬区大泉地区を選んだという(練馬経済新聞 2014.10.8)。食材とのマリアージュが楽しめるワインを用いて練馬の食材の魅力を発信しようという取り組みしており、練馬区から「ねりまの食育応援店」にも認定されている。

さらに「農業の担い手不足などに関心を持つきっかけになれば」と消費者と地元の農家がワインを飲みながら語り合うイベントも行っており、生産者と消費者をつなぐ新しい拠点にもなっている。また同ワイナリーは練馬区高松地区のまちづくり組織や、女子マルシェといった複数の地域内コミュニティへも参加しているなど積極的につながりを構築している。こうした区外からの参入、新しい産業の担い手の存在も練馬区内の農や食を通じたコミュニティ活性化に寄与している。

②「ねりマルシェ」が生むコミュニティと交流

2015年から若手農家による「ねりマルシェ実行委員会」を主体に始まった比較的最近のイベントがねりマルシェである。産地直売は従来から練馬区内で農家の庭先販売やJAの直売所、また地域のスーパーなど小売店でも展開されていたが、新たに練馬産の農産物およびそれを使用した加工品・飲食物などの即売会が「ねりマルシェ」という名称のもと地域のイベントとして展開されている。旬の地元農産物を農業者自らが販売し、生産者から直接買うことのできる安心感や、食材に関して直接話ができることなどを魅力としている。

練馬区は農業者が実施する魅力あるマルシェを「ねりマルシェ」として支援すると共に、区内外に向けて情報発信を行っている。

また特色としてこのマルシェは練馬区という区の大規模なイベントの1つというだけではなく、西武鉄道のような民間企業や地域で構成された地区の実行委員会など様々な主体を開催者として、区内それぞれの地域でも開催されていることが挙げられる。2016年からは区内の女性農家や店を営む方を中心に運営される「女子マルシェ」のようなテーマ派生的な取り組みも行われている。「話して、知って、食べて、楽しんで、つながる」マルシェを作ろうというコンセプトのもと「チームねりま de 女子マルシェ」という独自の運営主体で、図書館の読み聞かせやベーカリー、農園やカフェなど様々な業種や地域の市民団体などが出店者として参加している。

「ねりマルシェ」という名称で主体的で多様な連携が区内に広まっている。

4-3-2 女子マルシェにおけるきづきと活動の展開

①概観と活動展開

このマルシェを運営する「チームねりま de 女子マルシェ」は練馬区で農業を営む女性や、店を営む女性である。この発端はそれまで農家の女性が消費者とゆっくり交流するきっかけがなかったことだそうである。

農家は直売所やスーパー、仲卸や市場、無人スタンド(練馬区各地に存在する、コインロッカーなどを用いた販売所)といった場所に野菜を出荷・販売している。多忙な中でその作業の合間に客と会話を楽しむ機会はなかなか取れない。また、区内でも開催される即売会のような場合であっても、主体がJA組合員の男性であったり、販売の当番など他人の農産物も完売する責任を伴う仕事、荷造りなど裏方の作業など全面に出ていく機会の少なさがあったという。

そうした「消費者と話す機会がない」という思いが、個人だけでなく周りにも持っている人がいたという気づきと共有がきっかけとなり、実際に立ち上げを行う過程で単なる会話のできる直売ではなく、「楽しみ、つながりたい」など様々な機能を発揮する場づくりができるという魅力を発見し形にすることで具体像ができた。そこで周囲の理解を得て、2016年に開催したのが最初のイベントであった。さらに中心となった地域の農家や事業者に声をかけて結成したのがチームねりま de 女子マルシェである。

それぞれの思いをもとにマルシェという形式をいかすコンセプトを練り上げていき、メンバーを加える中で新しい要素を取り入れまとめた(下記参照)。2019年現在マルシェには地域というつながりの中で福祉的活動を行っている団体やカフェなど規模の大きくない個人店、販売先を探しているハンドメイド作家なども出店している。出店者の主な区分は野菜・花・果物などの農家、飲食・加工品の食、雑貨などハンドメイド、ワークショップ、その他イベントなど40ほどの出店者で構成され、最終的には農家・非農家を問わず多様な主体にとっての地域での活動の「場」となっている。

ワークショップやイベントも含む大きなマルシェの開催は年に1~2回である。しかし機会を増やしたい、身近にしたいという要望から活動を広げて新鮮な農産物の小規模直売イベントなどを地域のコンビニエンス

ストアで「ファミマ de 女子マルシェ」として可能なシーズンに月2回開催するなど団体による試行は続けられている。

②行政との協働の取り組みとしてのマルシェ

練馬区都市農業課は JA あおぼとともにこの活動をバックアップ・情報発信している。主催者はあくまでも「チームねりま de 女子マルシェ」であり、活動の中心も農家や地域の出店者であることはその形態の柔軟性や販売価格の設定の自由などにも反映されている。一方で実施場所や日程の調整、広報など実施の上で「行政の協力は欠かせなかった」と今年度出店者の一人はいう。すでに開催している他のマルシェの実施から学びを得るにも、行政は重要な媒介者となっている。さらに健康部健康推進課が練馬食育応援店を紹介するブースを設けるなど出店も行うことで行政の PR 活動の場にも用いている。練馬区は、令和元年度からの「第2次緑の風吹くまちビジョンアクションプラン(戦略計画)」(平成31年3月策定)の一つである「生きた農と共存する都市農業のまち練馬」計画において令和3(2021)年度までの取り組みとして世界都市農業サミットの開催、都市農地の保全に向けた取り組みの推進、都市農業経営の支援といった取り組みとともに「区民が農に親しむ取り組みの充実」という計画を位置付けている。主な内容は農の風景公園の整備、「新鮮な農作物を手に入れる、農を気軽に体験できる環境の整備」、生産緑地の賃借制度を利用した区民農園の整備、農と福祉の連携、農を活用した高齢者の健康づくりであるが、括弧で括った環境の整備は練馬果樹あるファーム(摘み取り果樹園および直売所)の整備とともに区開催のマルシェ運営と農業者主催のマルシェ支援は重点的に取り組んでいる分野である。

現在農家など地元有志による委員会や JA、西武鉄道など民間といった9つほどの団体が各々の時期や地域でマルシェを開催している。

③分析

練馬 de 女子マルシェに見られるように地域の農家と非農家、そしてそれ以上に地域の多様な活動の主体が交流を生み出し、活動と情報発信の場を提供する。さらにそこにお客として集まる地域内外の人々との交流が、農産物や出店者の評価などについての消費者のダイレクトな反応だけではなく、コンビニエンスストアでのマルシェ開催のように機会がもっと欲しいという出店者や消費者の要望の発見につながり、次なる活動を生み出すことが可能になる。

運営や情報発信といった面のサポートをする行政と、積極的なマルシェ団体との関係性もどちらに依存するということなくバランスの良い連携が生まれている。さらにこのような取り組みが回数を重ねて協働のノウハウが蓄積され、あるいは主体が増加し、拡大する中で主体間の横の連携を取るといった中でこれらを運営するマルシェの組織自体が、体験農園のように持続的に住民と行政をつなぐ中間組織的な母体の一つに変化していくと考えられる。

こちらの活動にも見られるように農あるまちづくりのビジョンのもとで、住民や地域産業の担い手と言った主体が積極的に地域に参加する形で連携して活動を展開するようになった地域主体の意識変化や具体的な活動をおこしやすい環境になるよう積極的に働きかける行政側の体制構築はまさにまちづくりの中で地域に培われてきた一定の成果と言えるであろう。

(参考)「ねりま de 女子マルシェ」のコンセプト

女子マルシェは「話す」「知る」「食べる」「楽しむ」「つながる」を魅力として発信している。

ねりま de 女子マルシェの魅力「話す」

農家、飲食店、ワークショップなど会話を楽しむマルシェです。おしゃべりが好きな女性が集まりました。仕事について、食材について、花や苗植えの育て方や家庭菜園の悩みなど気になったこと、困ったことはお聞きください。

ねりま de 女子マルシェの魅力「知る」

農家の出店者は自ら育て収穫し調理したことがある食材を販売しています。珍しい野菜やおなじみの食材、興味はあるけど調理に迷ったとき。目の前の農家の台所番におたずね下さい。

そしてワーキングマザー、働く女性、夢を叶えた女性が揃っています。そんな話も聞けるかも？

練馬区の農やお店等の他、福祉等の知らなかった事も伝えられたと思っています。

ねりま de 女子マルシェの魅力「食べる」

販売されている区内の農産物や召し上がって頂くと練馬農業の応援になります。

また、会場内で販売されている Food には練馬食材を一品以上使用して頂いています。

マルシェで練馬の食に魅力を感じて頂いたり、美味しい物が見つかった際はこれからも食べて支えて頂けると嬉しいです。

ねりま de 女子マルシェの魅力「楽しむ」

練馬産農産物を楽しんで頂くと共に女性、男性、お子さん、お年を召した方、困りごとがあったり障害を持つ方、なるべくできる範囲で誰にでも優しいマルシェ、楽しめるマルシェを目指しています。買う、売る事だけではなく会話やワークショップ等もお楽しみください。

ねりま de 女子マルシェの魅力「つながる」

様々な業種が出店することで「農家に興味があって来たけど、こんなお店があったんだ」「あの畑ではこんな野菜を作っていたんだ」「買い物に来たけど福祉について知れた」等、出店者・ご来場者様共にマルシェを通じて知り合い、つながってゆけたらと願っています。マルシェの後、直接お店や直売所等にちょっと足を運んでいただけると嬉しいです。

第5章 考察～農業者を中心に多様な主体と連携する練馬の「農のあるまちづくり」

5-1 都市農業保全から農を活かしたまちづくり活動へ

現在、練馬区の『平成30年度区民意識意向調査報告書』によると、「練馬区の都市生活に農地は必要か」という問いに対し「必要である」もしくは「どちらかと言えば必要である」といった農地を残すことに肯定的な回答がおよそ8割となっており区民にとっても都市農地の存在意義は増していると言えるだろう。

練馬区の都市農業を巡っては、都市化の進展を背景とした宅地開発による農地の潰廃が進む中で農地保全の活動が行政と一体となったまちづくり活動へ結びついた。スプロール的に進む開発の防止や都市の緑地保全の要求といったマネジメントの必要性から行政による都市計画の中への位置付けが行われたという背景もあるとはいえ、開発の進展に反する農地保全の取り組みが積極的なまちづくりになっていったという流れは一見矛盾したようにも見える。このような展開は吉見や広原など先行研究が指摘しているように「反開発運動」とまちづくりの流れの1つとして位置付けられる。

第1章で確認したようにまちづくりは①住民や民間企業、市民団体など行政以外の主体が存在し、②地域にある資源の価値(魅力)を見出し、③②に基づいて(活用して)一定の地域内で主体間で連携した活動を行うという3つの要素が「まちづくり」を構成しているとまとめることができる。そしてその過程に【気づき・活動(交流・共有)・発信】の連鎖が存在し質的・規模的により大きなものへとになっていくプロセスであると考えられる。これらを都市農業の多面的な機能の発揮という文脈で、行なっているのが都市農業のまちづくりである。

3章・4章の体験農園及びそれを取り巻く市民活動の事例や女子マルシェなどには主に農家を主体に農園やマルシェという形式による都市農業の価値の活用を農家や非農家の住民・団体と連携して行なっているというこの構造が当てはまり、またそれぞれの場面で主体となる人々が動いた時の交流・思いの共有を通じて魅力やアピールすべき価値の発見にいたり、【気づき・活動(交流・共有)・発信】の連鎖が存在し質的・規模的により大きなものへとになっていくプロセスが生じていることが見られる。農家が非農家を、非農家が農家をという双方向を向いて活動を行うと、そこに生じた新たな異質性を持ったコミュニティから次なる「気づき」が生まれる可能性が生まれる。近隣地域への影響とともに、新たな活動が生まれる。だからこそ農家を中心とした練馬区住民や行政にまちづくりの軸として選択され活動が展開されてきたのではないだろうか。実際に、まちづくりの取り組みの内実は減少していく生産者、農地の危機的状況を背景として農地や農産物の実際の利用を通して様々な意味での農地に対する理解を深めることで農地や農業が地域に必要なものだと再認識してもらうという方向性が貫かれている。

そして農地の存続危機に加え消費者を意識した都市農家の変容も背景に、体験農園を含む市民農園の展開や地域への農産物供給に代表されるような取り組みは基本的には都市農業・生産者と消費者の距離を縮める方向性のもとで展開されてきたと言える。これらはまた、かつては一大近郊農村であり生産者が大部分を占めていた地域共同体から、生産者と消費者といういわば新たな形の地域コミュニティの形成を生み出す運動であったとも言い換えることができるだろう。さらに住民との関係性がたたれていた農地を地域の「生活の場」として見直し、そこにおける交流を促進する活動であった。このような観点から見ると第1章で見たように本来コミュニティ政策が意図していた「生活の場における人間性の回復」という意義と非常に親和的なものであったことも指摘できる。一旦地域から切り離された、あるいは外部から流入してきた住民が個々の契約のもとで農地を利用するという市民農園(体験農園も含む)のあり方は新たなコミュニティにとって象徴的なものであるといえる。同時に新しい交流ではない既存の農業協同組合や農家が属する町内会のような地域の組織、地縁型コミュニティの存在もまた行政がまちづくりとして進めた際には気づきの媒体となってきたと考えられる。そして4章でも触れたようにこうしたコミュニティを生み出すとともに【気づき・活動(交流・共有)・発信】の連鎖を持続的に作り出している「練馬方式」体験農園の数々は、練馬区のまちづくりにおいて現時点で住民(農家・非農家)と行政、農協や他の団体など各主体をつなげる中間組織的な役割を果たしていると言えるだろう。その元で都市農業はまちづくりとして展開され、練馬区として掲げる「農のあるまちづくり」のもと第4章で見てきたような多様な連携体制や新たなコミュニティが形成されている。体験農家を巡っては体験農家を中心とした園主と利用者らによる交流の活発化が生み出す地域コミュニティ形成、さらに農家を核として農家レストランをはじめとする飲食店や学校教育、福祉施設といった地域内での様々な連携体制が構築されてきた。

さらに「農」や「食」の共通テーマを通じて飲食店業者など既存産業と行政、そして地域農業との連携が拡大し、また若手飲食店主同士での連携という新しいコミュニティも形成された。ねりマルシェという企画その

ものが運営主体の間にもたらした新しい連携は様々な主体が地域イベントに関わるきっかけとなっている、そしてマルシェにおいては地域内外の人々と交流が促進されている。意欲的な新規参入者としてのワイナリー事業は、地域内コミュニティに積極的につながりを構築すると共に、生産者と消費者の交流を新しく生み出す場として機能しているなど、区内に次なる活動の基盤を醸成しつつある。

行政については、行政が定めたまちづくりプランというまちづくりとしての統一的な方向性がプラスとなって練馬区という地域性や「農」・「食」といったテーマを通じて価値の活用及び主体間連携が生まれやすくなっていると言える。行政が積極的に「農あるまちづくり」として地域資源である都市農業の多面的機能を活かすまちづくりを推進し、方向性を示した上で地域住民ら主体と連携した活動を行なっていく中で、地域の活動に参与しようという地域内主体の意識の広まりとともに活動主体の多様化や活動しやすい環境を整える行政側の体制づくりと言った双方への好影響も蓄積されてきており、上述のような近年の新しい事例からもまちづくり活動が一定の成果を挙げていることを指摘できる。それぞれの地域の経営体などによる主体的な連携が影響して新たな連携を生み出し、さらに行政も柔軟に支援し、また一定の基準となる制度を用意するなど「協働」が生まれやすい環境にあるといえる。主体としてのコミュニティ形成と行政施策が相補的に好影響を与え、結果的に区内に重層的・多層的なコミュニティや新たな交流を生み出す拠点ができているのである。

当初の流れから見ると有志の農家によって展開されてきた感も強く、既存の地域コミュニティでの存在が支えてきた側面もある。しかし、その主体性を行政との協働のもとまちづくりとして生かし展開することによって、気づきの連鎖を生み出し、生産者と消費者とつなぐことを意図した「農」や「食」というテーマでの連携、まちづくり組織への連携が生じたことは大きな転換点である。鷹取(2000)が都市農業の成熟期・安定期として多面的機能の観点から整理したものはまた別に、重層的で多様なつながりが都市農業を巡って生じており、都市農業を軸としたまちづくりとしての新たな局面と位置付けることができると思われる。

また練馬区の活動はその広域性と既存の組織の存在もてつだってか、「中間組織」的な役割を果たす体験農園など個人や大規模ではない地域集団が積極的に重要な役割を果たしているということが挙げられる。もちろん先述した高松地区のようにまちづくりセンターなどを介してまちづくり組織として発展している例もある。しかし広域の組織でないぶん、地域内部のそれぞれの身の回りに多極的に活動が生じ、それらが身の回りを超えて影響しあっていることはねりまのまちづくりとして盛り上がる背景要因でもあると言えるのではないだろうか。それはまた、地域に維持されている近隣農家同士のコミュニティや自治会といった既存のコミュニティの影響もあるだろうが、マルシェに見られるような交流と影響の広がりや区としてのまちづくり方針が据えられた上で各農家など主体に任せた環境と支援のあり方が生み出していると言えるだろう。これは主体の中でキーパーソンとなる人物についても言える。強力なキーパーソンの存在は、地域を統一的な方向に向かわせる際に優れた存在となる一方で、住民代表として地域が依存してしまう可能性もはらんでいる。練馬区のようなある程度広域的な範囲における街づくりにおいては統一ではなく住民らに生じる多極的な主体や場を許容することで各地域におけるキーパーソンがかえって育成されやすいともいえるのではないだろうか。そうした環境下で活動が維持・拡大されていくことで体験農園のみならず新たな「中間組織」的な役割を果たす主体形成がなされ、柔軟に地域内連携をうみだしていくことも期待される。こうした主体が育成され、継続的に、地域資源の価値(魅力)を見出し、その価値に基づいて(活用して)地域内で連携した活動を行っていくことが地域のまちづくりの実質的な推進力となっており、そこに形成されたコミュニティから生じる【気づき・活動(交流・共有)・発信】の連鎖による新たな活動と、全体にわたって関与する行政のコーディネート機能が相互に与える影響によって農の多面的機能がまちづくりに活かされている。

5-2 課題と展望～より広く非農家区民と交流する必要性

以上のように都市農業に関連して地域内には様々なまちづくり活動が形成されているが、まちづくりとして進めていく上では長久手市の事例にも見たように課題もある。現在の練馬区の状況を鑑みて、その課題となるのは、練馬区全体で見たときに、それらの繋がりはある意味で原動力ともなっているテーマ共有を通じた同質性がまだ強く、体験型農園をはじめとする「農」の活動自体が直接住民に及ぼしている影響はあまり大きくないのではないかという問題である。考察で見た主体の多極性も、ある意味ではその要因である。

練馬区の「平成 26 年度区政モニター調査」において「農のふれあいに対する意向」は「ブルーベリーなど観光農園で果実の摘み取りをしてみたい」(58.6%)、「農家の畑で野菜の収穫体験をしてみたい」(38.9%)、「区民農園や農業大家園農園などで農作業を体験してみたい」(38.2%)、「農家の農作業を手伝ってみたい」(15.9%)、「農業に従事できるよう本格的に学び、将来は農業に携わりたい」(4.5%)といった肯定

的な意見が大半を占め、触れ合ってみたいとは思わない(12.1%)など潜在的な区民の需要が極めて高いことがわかる。一方で実際に体験をしたことがない層は 58.0%と半数以上であり、意外にも多いことが示された。体験したことがある中では「観光農園での積取り等を体験したことがある」(21%)が一番多く、「区の農業イベントに参加したことがある」(14.0%)、「区民農園・市民農園等の農園を利用したことがある」(15.3%)、「体験農園を利用したことがある」(7.0%)という結果となっている。こうした数値をみると、体験者層が複数回答していることも考えれば区内で提供される農業体験の機会も区民全体に行き渡っている、あるいは浸透しているとは言い難い。

農業体験への意向は半数以上とかなり高いが一方で、潜在的な需要はあるものの実生活を想定した優先順位が低くなっているということになるのではないだろうか。それは練馬区の調査ではないが東京都内住民を対象とした「東京都全体東京の農業・農地に期待する役割」のアンケート結果からも指摘できる(n=475,回答は選択式3つまで)。期待されるのは「新鮮で安全な農産物の供給」が 62.9%と最も多く、ついで「緑や環境の保全」(52.4%)、「農作業体験や食育などの教育機能」(35.4%)、以下は「地域産業の活性化(農業と多産業との連携を含む)」(22.7%)、「災害時の避難場所などの防災機能」(20.2%)、「生活に潤いや安らぎを提供」(19.8%)、「農作業体験などによる農業への関心の呼び起こし」(17.3%)、「地域の伝統文化の継承」(14.7%)、「良好な関係の形成」(12.6%)、「地域コミュニティの場」(7.8%)、「園芸療法などの医療・福祉機能」(6.7%)、「身近なレクリエーションの場」(3.8%)、その他(2.1%)という結果になっている(東京都産業労働局,2017;p19)。練馬が比較的農業体験などの環境が整った地域であっても、身近な生活の場としての農地の存在は圧倒的に食料供給の場である。「農地は多いが地域となかなか一体にならない」(「平成 29 年 8 月 28 日第16回区長とともにねりまの未来を語る会 主なご意見・ご提案」より)という地域から出た声も体験農園など直接的な参加構造が一部にとどまっていることは背景要因として大きいだろう。

また、地縁型コミュニティとしての町会・自治会などの状況については農家の参加は多いとされているが区民全体としては加入は減少傾向が続いている。「(11)町会・自治会の加入状況」加入している層は 49.1%(具体的な数は 581 人)と半数程度であり、加入していない 42.6%と加入していたことがある 4.5%がもう半分を占めている。その中でも参加状況は「会費の負担のみで活動に参加していない」が 44.6%とかなり多く、そのほかは「つきあい上、必要最低限の範囲で参加している」が 25.3%、「できる範囲で活動に参加している」が 25.1%と加入者であってもあまり積極的とは言えない状況である。

こうした既存の地縁型コミュニティがますます弱くなる中で、地域の交流機会を持ち、それぞれの住民の声を届けるためにも従来と異質な交流は不可欠であるといえる。体験できる場所や形式の創出という点はもちろん、世代ごとにニーズに応じた様々な地域の農業や食に関わる機会を設けることがより大切になってくるだろう

練馬区における「平成 29 年度意向調査」では「1.区の施策および評価について (2)練馬区が住みよいと感じるところ」において「みどりが豊かで環境がよい」(57.5%)「交通の便が良い」(49.4%)、「買い物がしやすい」46.2%、「治安が比較的よい」(45.2%)「子育てがしやすい環境が整っている」およそ 6 割が緑地の環境を評価していることから、都市農地も無論関わっているであろうし、都市農業の多面的機能という点では緑の豊かな環境は目に見えるだけに評価されやすい。一方で、「(3)練馬区が住みにくいと感じる場所」においては「交通の便が悪い」(21.3%)、「健康や医療に関する施設が不足している」(20.0%)、「防災の面で不安がある」(18.3%)、「働く場所があまりない」(17.2%)「近隣と疎遠で地域住民の関係が希薄である」(16.2%)といった関係の希薄さが感じられる部分も上位に上がっている。具体的な「(6)近隣住民や身近な地域とのつながり」は「会えば挨拶をする程度」が 50.3%、「立ち話をする程度」が 24.2%、「困ったときに相談をしたり助けあったりしている」が 13.0%、「付き合いはない」が 10.6%と内実としても若干希薄さを感じる結果となっている。つながりを持つ意向「持ちたい」(17.4%)「どちらかというを持ちたい」(50.9%)があることを踏まえれば地域のコミュニティ形成をより促すきっかけが重要になるだろう。

農業体験や食といった共通のテーマを介したコミュニティの形成は、テーマ型コミュニティとして興味・関心の点では同質な集まりになりやすく、したがって「農あるまちづくり」を実践しより広範囲な人々に影響していくためには異質な人々をも巻き込む間接的なきっかけが不可欠になってくる。

またまちづくりの中における課題としてもう1つは「農あるまちづくり」のもとでコミュニティを主体的に形成するリーダーや人材の確保がある。ある体験農園経営者の一人のお話の中で「個人の農家の集合体だから、経営とか結構難しいところもある」(原文ママ)という声も聞かれた。練馬区では有志の農家を中心に農業と地域をつなぐまちづくりの活動が始まり、現在までおこなわれてきたが、誰もが本業を行いながらマルチに動けるとは限らない。これは体験農園と同じくコト消費的な要素を持つ地方農村部のグリーン・ツーリズムなどで問題となっている他の業種にまたがるようなサービスを提供する余力や専門性の問題でもある。そ

のような意味では農家の積極性のみが支えるような農業の技術や知識といった継承による支えとは別に異質な業種や市民活動からの積極的な働きかけが不可欠であるといえよう。

今後の展望として第4章の特に子ども食堂とおすそ分けプロジェクトの事例からも示唆的であるのはより多くの人と共に「農あるまちづくり」を展開していこうというとき、多様な主体の「居場所」であることが1つの重要なキーワードになるのではないだろうか、ということである。都市農地の保全や人材育成による世代継承という意味では体験農園や農の学校といったシステムが今後果たす役割も大きいですが、統計に見たように観光農園のような手軽な体験も含めて農業そのものの活動に参加できる人は住民全体を見た時結局は限られるという状況も存在する。真に都市農業を「生活の場」として提供していくには生活への関わりそのものがより必要になってくるといえよう。コミュニティ政策としてみたときコミュニティという関係性そのものが目的であるとはいえ、地域の共助を促すような役割を期待するときその交流をより多様な層の住民を巻き込んで展開させていくためには現在行われている練馬区の「農」や「食」の連携に見られるまちづくりの連携のような取り組みに加えて、誰もが地域の居場所として関わることのできる居場所とのリンク、すなわち異質な業種や市民活動との連携体制も不可欠であると言える。「体験農園×〇〇」、あるいは「都市農業×〇〇」という多様な側面での関わりを通じて農業には興味がなかったり関わる機会を持ちえなかったような従来とは異質な層に向けた、あるいはそうした層から発する活動と居場所の提供という軸における取り組みの展開が求められる。これはもう1つの課題として提示した主体的活動の担い手確保にも関わってくる。農家だけではなく異質な業種や市民活動の担い手からの働きかけの必要性一例としてだが子ども食堂におけるプロボノのような、働き方改革が進む社会背景のもとで働き盛りの層が余暇を過ごす場、職場でも家庭でもない第3の場所としての地域での役割を担う場所をつくっていくような活動の促進も1つの選択肢として新たな活動やコミュニティを生み出す可能性を持っているだろう。プロボノはボランティア活動の一形態であり、『デジタル大辞苑』(小学館)によればプロボノ”Pro bono publico”(公益のために)というラテン語の略称である「職務上の知識・専門技術を生かして行う社会奉仕活動」。補説として米国発祥で弁護士の奉仕活動に由来することから長らく法曹界に関して用いられていたが、現在では様々な業種に活動が広がっているという。そうした異業種連携や異質性に基づくとりくみはまた、都市農業対応の枠組みを超えた行政内部での連携より必要とし、新しい連携を生み出すとともに気づき・活動(交流・共有)・発信】の連鎖が存在し質的・規模的により大きなものへとになっていくものとなってくるであろう。

5-3 チャート

第1章

まちづくりの要素

「まちづくり」歴史的背景(80年代開発に対する反対運動)

→

①住民や民間企業、市民団体など行政以外の主体が存在

②地域にある資源の価値(魅力)を見出している

③②に基づいて(活用して)一定の地域内で主体間で連携した活動を行うという3つの要素が「まちづくり」を構成している。

+

その過程に【気づき・活動(交流・共有)・発信】の連鎖が存在し質的・規模的により大きなものへとなっていくプロセス

↓↓

第2章

都市農業のまちづくり活動への展開＝「多面的機能」という価値の創出、活用
(ただし農産物産出と両輪)

↓↓

第3章

練馬区・・・都市農業が盛ん←保全の歴史的背景＝まちづくりへの展開の環境条件

→

・農業を取り巻く環境変化

・「消費者」という名の地域住民に次第に目が向く過程

⇄

第4章 まちづくり活動としての具体化

【農家による価値の発見(気づき)】＝一方向的な保全活動から価値を地域に求められるための活動へ

・体験農園→地域の交流(農家・非農家、異業種、異種活動)→モデルが拡大

農業者主体のまちづくり活動への連携・・・端緒となった体験農園はある種の「中間組織」的役割

・「農あるまちづくり」のもとで行政が方向性づけ＋都市農業課、まちづくりプラン、まちづくりセンターなど環境整備と具体的な活動支援

一体となった地域内での連携促進(多様な主体の創出)

→女子マルシェなど活動の過程で【気づき・活動(交流・共有)・発信】の連鎖

農家女性

「消費者と話す機会がない」→交流の場を作ろう→地域で活躍する女性との協力による、チームねりま de 女子マルシェ(新しいコミュニティ)→活動→新たな取り組み、メンバー→繰り返し、規模と質的多様性の増大

(+活動の維持・拡大による新たな「中間組織」的役割育成の可能性)

結論

⇨第5章 考察とまとめ

1章の要素含むまちづくりの活動多極的に発生←広域な区、統一的な組織化などはなし
→多様な主体の交流・価値の発見・活動の広まりの連鎖が生じている

主体的取り組みと行政や地域組織の協働によるまちづくりの展開

⇨(課題) 一方でまだまだ同質性や適応範囲の狭さの課題。より広範囲に、「都市農業×○○」の異質な他者を巻き込む連携の必要性

総括

従来から都市農地の多面的機能の1つとして提示されていたコミュニティ形成について具体的に事例を検証するとともに消費者と生産者の新しいコミュニティ形成によるまちづくりという文脈において都市農業運動を論じた点、また現状の地域が抱える同質性や主体的活動の担い手という課題を見出し、展望を描いた点において意義あるものと考えられる。

謝辞

未熟な上様々な場面でお手数とご心配をおかけしましたが、ご指導してくださいました浦野正樹教授にお詫びと感謝を申し上げます。またヒアリング調査にご協力いただきました練馬区の皆様、マルシェ関係者の皆様にも心からの感謝を申し上げ、謝辞とさせていただきます。

注記

(注1)速水(2013)は高城剛の『オーガニック革命』(2010, 集英社新書)中で紹介された「いま、世界でもっとも反社会的な行為は、ストリートでおいしい野菜を売ることなんだ」というロンドン市民の言葉を引き合いに出し「かつてロンドンでもっともアナーキーな存在は、政府や女王批判を歌詞にしたパンクロッカーたちだったが、いまではそれは野菜を売る人々にとって代わったのだ」という都市における(オーガニック)農産物のカウンター・カルチャーとしての意味合いを指摘している。

また必ずしもカウンターカルチャーではなくよりライトな感覚で、マガジンハウスが出版する「ポップ・カルチャーの総合誌」『BRUTUS』は2009(平成21)年2月号で「みんなで農業」を特集しトップデザイナーが白菜を手にした写真の表紙で話題となり。

(注2)「生産緑地の2022年問題」(生産緑地の買取り申し出)生産緑地地区の指定から30年を経過した場合、または農業の主たる従事者の死亡もしくは重大な故障により営農が困難となった場合に、区市町村長に対して行うことができる。申し出の結果、区市町村が買い取らず、近隣農業者への斡旋も不調となった場合、申出の日から3カ月後に行為制限が解除され、建築物の建築や宅地造成等が可能となる。生産緑地法の施行からちょうど30年目の2022年に当たって急増が予想される生産緑地の買取申し出にどのような対応をするのか、現在各自治体の課題となっている。

参考文献

- ・広原盛明「まちづくりの歴史とパラダイム変換」[21世紀の都市計画の枠組みと都市像の生成]蓑原敬編『都市計画の挑戦』学芸出版社(2000:216-217)
- ・白石克孝・富野日軍一郎・広原盛明『現代のまちづくりと地域社会の変革』学芸出版社
- ・佐藤滋編著(1999)『まちづくりの科学』鹿島出版会
- ・佐藤滋(2011)『まちづくり市民事業』学芸出版
- ・丸尾直美、宮垣元、矢口和宏(2016)『コミュニティの再生 経済と社会の潜在力を生かす』中央経済社
- ・宮垣元(1999)「コミュニティ・デザイン:コミュニティからコモンズへ」加藤寛監修『ライフデザイン白書2000-01』p34-51
- ・竹元秀樹(2013)「国民生活審議会報告とコミュニティ政策」中筋直哉,五十嵐泰正編著『よくわかる都市社会学』ミネルヴァ書房
- ・都市生活研究所(2014.12)「戸建て住宅居住者の地域コミュニティの実態と意義」『都市生活レポート』
- ・『農業と経済(vol.75)』末原達郎「都市農業の日本型モデル」(p3)
- ・関東農政局『関東地区における都市農業』
- ・ジェニファー・コックラル=キング 白井和宏訳(2014)『シティ・ファーマー 世界の都市で始まる食料自給革命』白水社
- ・小倉崇(2016)『渋谷の農家』本の雑誌社
- ・石原肇(2019)『都市農業はみんなで支える時代へ 東京・大阪の農業振興と都市農地新法への期待』古今書院
- ・公益財団法人東京市町村自治調査会(2018.3)『多摩地域における都市農業の保全と信仰に関する調査研究報告書—人口減少下の多摩地域における都市農業・都市のうちの活用方策—』『都市農業を取り巻く都市の土地利用需要と政策の変化』
- ・農林水産省・国土交通省(2015)『都市農業振興基本法パンフレット』
- ・田代洋一編(1991)『計画的都市農業への挑戦』日本経済評論社 田代洋一「都市農業問題の展開」
- ・東京都産業労働局(2017)『東京農業のすがた 平成29年3月』
- ・東正則(2010)『農業で都市を蘇らせる—日本型環境再生都市を目指して—』農林統計出版
- ・新版キーワードで読み解く現代農業と食料・環境(2017)小池恒男ほか編著、昭和堂
- ・都市近郊農業研究会(1977)「都市化と農業をめぐる課題。」農林統計協会

- ・練馬区(昭和 55 年)『練馬区史 現勢編』
- ・練馬区区政改革推進会議資料(2016)「練馬区における都市農業の現状と課題」
- ・東京都農業会議(2017)「平成 29 年度東京都の地域・区市町村別農業データブック」
- ・練馬区(平成 30 年度実施)「練馬区内の農地所有者に対する意向調査結果」【生産緑地所有者版】(回収数 358 世帯(73.1%)生産緑地所有者数490世帯)
- 「第 2 次緑の風吹くまちビジョンアクションプラン(戦略計画)」(平成 31 年 3 月策定)
- ・白石好孝(2001)『都会の百姓です。よろしく』コモンズ
- ・市民セクター政策機構(2016.10)『季刊 社会運動』「都市農業でコミュニティ再生 多様な可能性を拓く「農」の発見」(p66-77)
- ・濱田健司「都市農業における農の「福祉力」を生かした取り組み～東京都練馬区「白石農園」における障害者の社会適応訓練・就労と体験農園の取り組みを事例として～」
- 『共済総研レポート』(2007.8)p28-36
- ・青山浩子(2016)「29.<市民農園>白石農園(東京都練馬区)」『新しい農業ビジネスを求めて～事例研究～報告書』21 世紀政策研究所
- ・練馬区(1995)「新都市計画法と農業緑地。」地理学評論
- ・朝日朝刊 3 経 1987.7.29「東京都3区の農地の宅地化推進 民間独自にモデルづくり」
- ・後藤光蔵(2003)『都市農地の市民的利用 成熟社会の「農」を探る』日本経済評論社
- ・瀬谷幸恵,藤井敏信(2005)『まちづくり条例制定における「まちづくり行為」概念の研究―練馬区を事例として』、『国際地域学研究』p173-188,東洋大学学術情報リポジトリ
- ・東京都都市整備局(最終更新日 2019.4.17)
- 「農の風景育成地区制度」(最終更新日 2019.4.17)
- http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/midori_kakuho/chikuseido.html
- ・朝日 1992.4.24 夕刊・らうんじ「踏ん張る東京のお百姓さん 市街化区域の生産緑地申請率 51%」
- ・朝日新聞朝刊東京(1988.10.1)「合言葉は反農薬 反原発も考えよう 練馬で八百屋まつり」
- ・山田崇裕・門間敏幸(2006)「農業体験農園が利用者に及ぼす効果の解明―農業体験利用者の意識とその変化に基づいて―」
- ・東京都本部/練馬区職員労働組合「自主レポート農を通じた地域コミュニティ形成の可能性」
- ・練馬経済新聞(2018.6.20)『練馬区の学校給食に「練馬産キャベツ献立」98 校で朝どれキャベツ 3900 キロ使う』
- ・ねりま de 女子マルシェ公式 HP
- <https://jyoshimarche.amebaownd.com/pages/723170/concept>
- ・ねりま子ども食堂
- <https://nerima-kodomo.net/index.html>
- ・都市農業サミット(2019)国際会議分科会2「都市の農業を活かしたコミュニティづくり」各都市の資料より村山純子「畑から、地域とつながる 農業体験農園と子ども食堂をむすぶ《野菜のおすそ分け》活動」
- https://www.city.nerima.tokyo.jp/kankomoyoshi/nogyo/samittosoukatu.files/02_06_kato_nagashima_murayama.pdf
- ・練馬経済新聞(2019.11.06)「練馬で「農」テーマの「味ストロ練馬」「ランタンフェス」世界都市農業サミットを PR」
- ・練馬経済新聞(2014.10.8)「大泉学園に東京初のワイナリー、タンクで東京産ワイン醸造中」
- ・読売新聞(2018.10.18)「都市部ワイナリーの楽しみ」
- ・岩松真紀『食を通して暮らしをつくり守る「こども食堂」』
- 佐藤一子・千葉悦子・宮城道子(2018)『<食といのち>をひらく女性たち 戦後史・現代、そして世界』農山漁村文化協会 p159-175
- ・田村明(1999)『まちづくりの実践』岩波書店
- ・吉見俊哉(2009)『ポスト戦後社会』岩波書店 p150
- ・嶺竜一(2010)『農を楽しくする人たち 家庭菜園から新ビジネスまで』週刊ダイヤモンド
- ・みどりのまちづくりセンター公式 HP
- <https://nerimachi.jp>
- ・小池聡「農のあるまちづくりの現代的展開～愛知県長久手市の事例を中心に～」

『都市農地とまちづくり 第69号』

・愛知県長久手市 HP「長久手田園バレー基本計画」

<http://www.city.nagakute.lg.jp/midori/denen/denbarekeikakusakutei.html>